

埼玉県就学事務手続 実施要項

(令和8年9月1日版)

埼玉県教育委員会

目 次

I	趣 旨	1
II	埼玉県立特別支援学校における就学手続きの年間計画.....	3
III	障害の種類及び程度について	5
IV	就学・転学等の手続き	9
1	新たに就学または小中学校等から県立特別支援学校へ転学.....	9
(1)	年度当初の就学・転学	9
(2)	年度当初に病弱の県立特別支援学校へ新たに就学・転学	10
(3)	追加相談の場合	11
(4)	継続協議の実施について	12
(5)	年度途中に小中学校等から病弱の県立特別支援学校へ転学.....	13
2	年度途中に県外からの転居に伴う県立特別支援学校への転学	14
3	年度途中に病弱以外の県立特別支援学校へ転学	14
4	病弱の県立特別支援学校から小中学校等へ転学	15
5	年度当初に県立特別支援学校から小中学校等へ転学.....	16
6	年度当初に県立特別支援学校間の転学.....	17
7	年度途中に県立特別支援学校間の転学.....	18
8	県立特別支援学校から県外の学校へ転学.....	19
9	区域外就学（埼玉県から県外の特別支援学校へ）	20
(1)	入院及び施設入所等に伴うもの	20
(2)	年度当初に県外の特別支援学校へ（入院及び施設入所に伴うものを除く）	20
10	年度途中の区域外就学（県外在住の児童生徒が、入院及び施設入所等に伴い 埼玉県立特別支援学校へ区域外就学を希望した場合）	21
11	区域外就学の終了	22
12	国立特別支援学校、私立特別支援学校へ転学.....	22
13	病気療養児の訪問教育	23
14	指定校の変更.....	24
15	その他.....	24
(1)	県教育委員会と協議する場合	24
(2)	就学猶予又は免除する場合	24
V	就学相談及び就学事務に必要な様式一覧	25
VI	埼玉県立特別支援学校の通学区域.....	58
VII	埼玉県内にある特別支援学校及び相談機関等一覧.....	70

*小中学校等とは、小中学校及び義務教育学校、中等教育学校（前期課程）のことである。

I 趣 旨

この実施要項は、障害のある幼児児童生徒が、県立特別支援学校へ就学する場合等の、就学・転学に係る相談及び就学に係る事務手続を遺漏なく行うために作成したものである。

就学先決定の在り方については、平成24年7月の中央教育審議会（中教審）答申「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を踏まえ、平成25年9月に学校教育法施行令の一部が改正された。

またこの改正に伴い、円滑に障害のある児童生徒等への教育支援がなされるよう、文部科学省が平成25年10月に「教育支援資料」を作成したが、令和3年6月に、障害のある子供の就学先となる学校や学びの場の適切な選択に資するよう改訂を行うとともに、「障害のある子供の教育支援の手引」と名称を変更した。

本実施要項を活用した手続を進めるにあたっては、これらの国の通知や資料の趣旨や内容を十分に踏まえ、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するために、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援についての共通理解を深めることが大切である。

また、就学先の決定にあたっては、本人・保護者の意見を最大限尊重し、その時点で本人にとってよりよい学びの場を選択及び決定することの重要性について重ねてご留意いただきたい。

【平成24年7月中央教育審議会答申「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」のポイント】

- 就学基準に該当する障害のある子供は、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする。
- 市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とする。
- 最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。

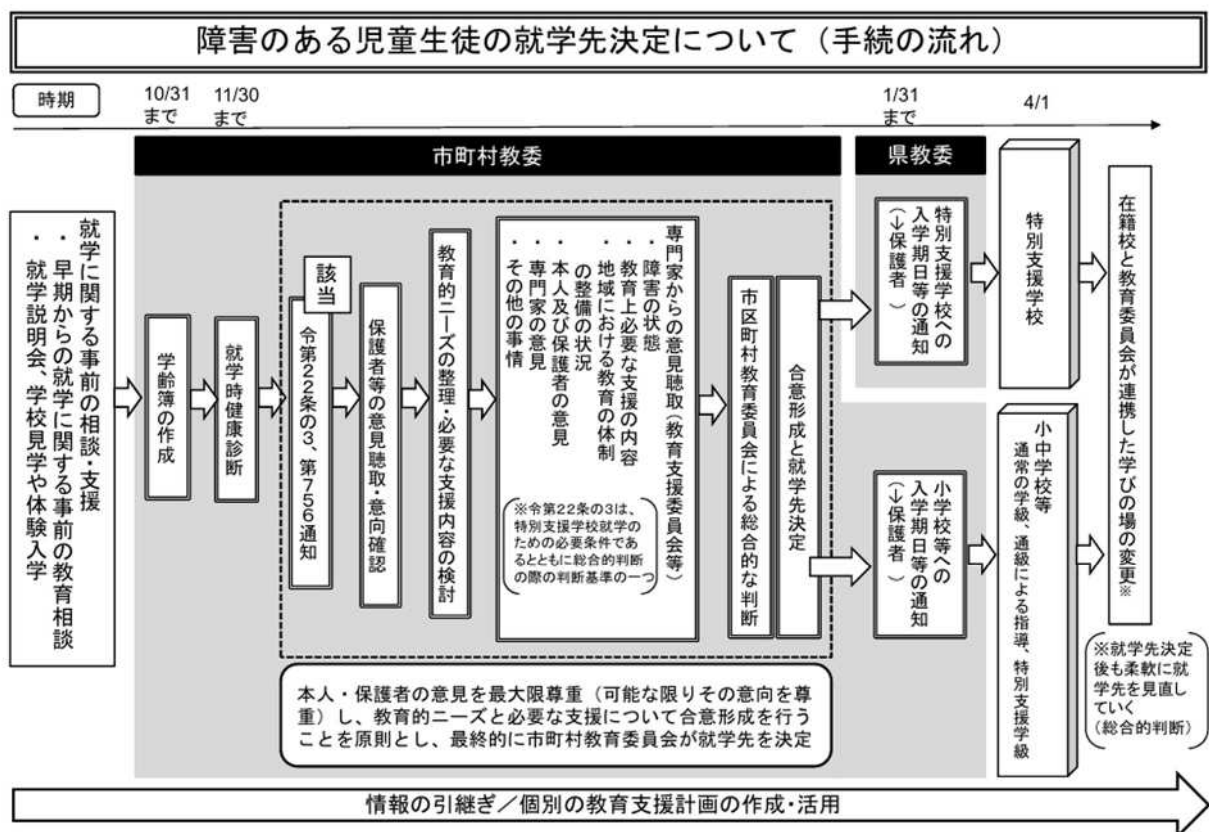
【平成25年9月1日付け25文科初第655号「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」の概要】

- 1 就学先を決定する仕組みの改正
市町村教育委員会における認定特別支援学校就学者※以外と認定特別支援学校就学者に対する通知について
- 2 障害の状態等の変化を踏まえた転学
障害の状態の変化、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況等による転学の規定の整備について
- 3 視覚障害者等による区域外就学等
区域外就学等の規定の整備について
- 4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大
市町村教育委員会において、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くことについて

※認定特別支援学校就学者…視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。

【令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」の概要】

- 第1編 「教育的ニーズ」や「合理的配慮」等の障害のある子供の教育支援に係る基本的考え方を解説
- 第2編 従前からの、教育相談・就学先決定のモデルプロセスを、実際の就学に係る一連のプロセスに沿って、①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学びの場の見直しに分けて詳説
- 第3編 第1編の「教育的ニーズ」の内容を障害種ごとに具体化し、就学先となる学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項を記載
- 別 冊 医療的ケア児の受入れに際し、就学に関わる関係者の全てが、理解しておくべき基本的な考え方等について記載



文部科学省資料

Ⅱ 埼玉県立特別支援学校における就学手続きの年間計画

月	市町村教育委員会	県教育委員会	県立特別支援学校
4月	○就学事務担当者の報告 ○市町村教育委員会特別支援教育担当者会議参加者名の報告		○埼玉県障害児就学支援委員会調査員の報告 ○就学相談担当教頭の報告
	○障害のある幼児児童生徒の教育相談、必要に応じ就学相談開始		
5月	○市町村教育委員会特別支援教育担当者会議 ○就学に関する状況調査の報告		
6月	各市町村における教育相談及び就学相談活動		学校見学・学校公開等を実施
7月		○第1回埼玉県障害児就学支援委員会	
8月			
9月	○市町村教育委員会特別支援教育担当者会議	○小学部・中学部就学・転学に係る相談についての説明会	○就学・転学に係る相談会の内容等について、県教育委員会へ報告
10月	○学齢簿の編成（10月中）		

11月		○就学時健康診断の実施 (11月中) ○各市町村就学支援委員会の開催 ○就学・転学相談票受理会 認定特別支援学校就学者について、指定様式にて 県教育委員会へ報告(県下4会場)	○小中学校等への転学 希望者について 県教育委員会へ報告 ○第2回埼玉県障害児就学支援委員会
12月	上旬 中旬 下旬		○就学・転学に係る相談連絡会 市町村教育委員会から提出された就学・ 転学相談票等を県立特別支援学校へ配布 し就学・転学に係る相談会の実施を連絡 ○小中学校等への転学希 望者について市町村教 育委員会へ相談依頼 ○就学・転学に係る相談会 の実施 ○就学・転学に係る相談資 料の作成 必要に応じて追加相談又は継続協議 (就学先決定まで)
1月	上旬 中旬 下旬		(○埼玉県障害児就学支援委員会 専門部会) ※開催が必要な場合 ○入学期日及び学校 指定通知の発送
2月		○「学齢簿の原本の加 除訂正」の通知を県 教育委員会へ提出	○第3回埼玉県障害児就学支援委員会
3月			

Ⅲ 障害の種類及び程度について

以下の障害の種類及び程度は、学校教育法施行令第２２条の３及び平成２５年１０月４日付２５文科初第７５６号通知を参考にまとめたものであり、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象となる障害の程度を示しているが、障害のある児童生徒の就学先決定にあたっては、教育的ニーズ、学校や地域の状況、本人及び保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みとなっていることに留意されたい。

視覚障害者（強度の弱視者を含む）	○両眼の視力がおおむね０．３未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が<u>不可能又は著しく困難な程度</u>のもの 視覚障害の特別支援学校 ○拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が<u>困難な程度</u>のもの 弱視特別支援学級 ○拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が<u>困難な程度</u>の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの 通級による指導 【留意事項】 ・専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。 ・年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。 ※視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
聴覚障害者（強度の難聴者を含む）	○両耳の聴力レベルがおおむね６０デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが<u>不可能又は著しく困難な程度</u>のもの 聴覚障害の特別支援学校 ○補聴器等の使用によっても通常の話を解することが<u>困難な程度</u>のもの 難聴特別支援学級 ○補聴器等の使用によっても通常の話を解することが<u>困難な程度</u>の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの 通級による指導 【留意事項】 ・専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。 ※聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。
知的障害者	①知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに<u>頻繁に援助を必要とする程度</u>のもの ②知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が<u>著しく困難な</u>もの 知的障害の特別支援学校

知的障害者	○知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に<u>軽度の困難</u>があり日常生活を営むのに<u>一部援助が必要</u>で、社会生活への適応が<u>困難</u>である程度のもの 知的障害 特別支援学級 【留意事項】 ・知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。 ・標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を診断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。
肢体不自由者	①肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が<u>不可能又は困難な程度</u>のもの ②肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、<u>常時の医学的観察指導</u>を必要とする程度のもの 肢体不自由の 特別支援学校 ○補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に<u>軽度の困難</u>がある<u>程度</u>のもの 肢体不自由 特別支援学級 ○肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの 通級による 指導 【留意事項】 ・専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。
病弱者（身体虚弱者を含む）	①慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が<u>継続して医療又は生活規制を必要とする程度</u>のもの ②身体虚弱の状態が<u>継続して生活規制を必要とする程度</u>のもの 病弱の 特別支援学校 ①慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が<u>持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度</u>のもの ②身体虚弱の状態が<u>持続的に生活の管理を必要とする程度</u>のもの 病弱・ 身体虚弱 特別支援学級 ○病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの 通級による 指導 【留意事項】 ・医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制を要する期間等を考慮して判断を行うこと。

言語障害者	○口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの	言語障害 特別支援学級
	○口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの	通級による 指導
自閉症者	○自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの	自閉症・ 情緒障害 特別支援学級
	○自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	通級による 指導
情緒障害者	○主として心理的な要因による選択性かん黙等があるので、社会生活への適応が困難である程度のもの	自閉症・ 情緒障害 特別支援学級
	○主として心理的な要因による選択性かん黙等があるので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	通級による 指導
学習障害者	○全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力の特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	通級による 指導
注意欠陥多動性障害者	○年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	通級による 指導

《重複障害のある児童生徒等について》

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

《小中学校等への就学》

① 特別支援学級

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

② 通級による指導

障害の判断に当たっては、上記の留意点の他、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

《就学義務の猶予又は免除について》

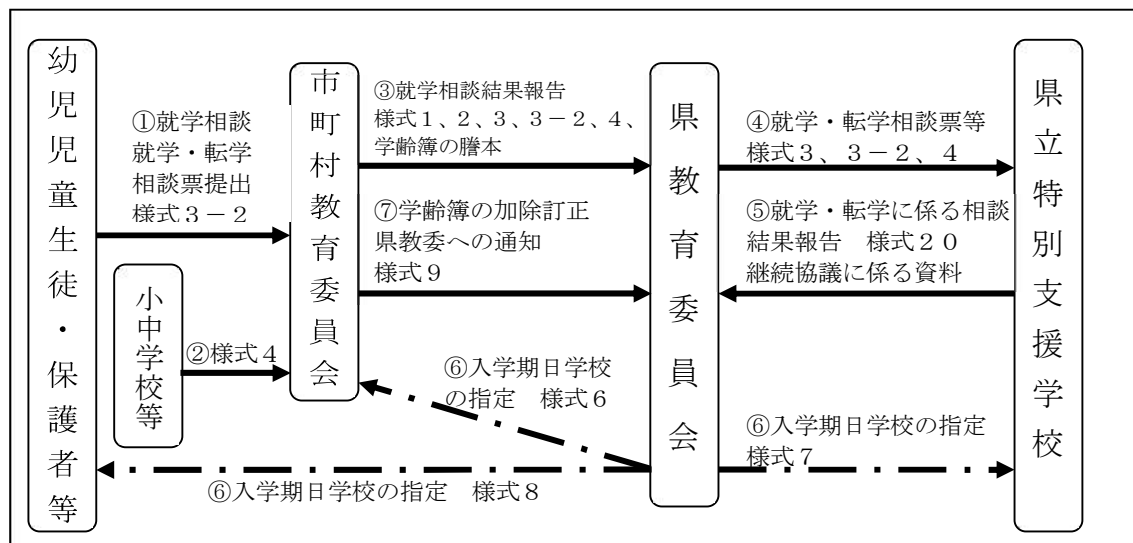
治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、市町村教育委員会は就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

IV 就学・転学等の手続き

- ※ いずれにおいても、転学の場合は、転学手続き終了後、転入校から転出校へ転入学した旨を通知するとともに、転出校より転入校へ必要書類（在学証明書、教科書給与証明書、指導要録の写し等）を送付する。
- ※ 表中に特に指定がない場合、提出は1部とする。
- ※ 「学齢簿の謄本」については、磁気ディスクをもって学齢簿を調製している場合、学齢簿に記録されている事項を記録した書類（公印を要しない）をもって提出できることとする。

1 新たに就学または小中学校等から県立特別支援学校へ転学

(1) 年度当初の就学・転学



○病弱以外の県立特別支援学校へ

- ① 市町村教育委員会は、保護者（施設長）が記入した様式3-2をもとに就学（転学）相談を実施し、その結果及び、専門家を含む機関（市町村就学支援委員会）の意見に基づいて障害の種類・程度等を判断する。
- ② 転学の場合には、在籍学校長から市町村教育委員会へ様式4を提出する。
- ③ 市町村教育委員会は受理会において、特別支援学校に就学することが望ましいと判断する者（認定特別支援学校就学者）について、県教育委員会に報告する。
（様式1、2、3、3-2、4、学齢簿の謄本の提出）
- ④ 県教育委員会は各県立特別支援学校の校長及び就学相談担当者による打合せ会を実施し、就学・転学に係る相談を実施する児童生徒について報告するとともに相談資料（様式3、3-2）を配付する。
- ⑤ 県立特別支援学校は、報告された児童生徒の就学・転学に係る相談会を行い、その結果を整理し、「就学・転学に係る相談資料」（様式20）を作成し、県教育委員会へ提出する。
なお、継続協議が必要とされるケースについては、様式20に記載せずに継続協議に係る資料を提出する。継続協議を実施後、県立特別支援学校へ就学・転学が考えられるケースについて、「就学・転学に係る相談資料」（様式20）を作成し、県教育委員会へ提出する。
- ⑥ 県教育委員会は、1月末までに「埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒入学（転学）期日学校等通知書」（様式6）等により、各保護者（施設長）、関係市町村教育委員会、及び関係県立特別支援学校長あてに通知する。
- ⑦ 市町村教育委員会は、県教育委員会から「埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒入学（転学）期日学校等通知書」（様式6）を受理した後、当該児童生徒に係る学齢簿の加除訂正を速やかに行うとともに「学齢簿の原本の加除訂正について（通知）」（様式9）により、県教育委員会に通知する。

該 当 項 目	書類をどこ からどこへ	様 式 1	学 齢 簿 の 謄 本	様 式 2 Excel で提出	様 式 3 ・ 3-2	様 式 4 及び 支 援 プ ラ ン	様 式 20 ・ 様 式 5	様 式 6 ・ 7 ・ 8	様 式 9	備 考
年 度 当 初 の 就 学 ・ 転 学	保護者から市町村へ				①					
	在籍学校長から市町村へ					②様式 4のみ				
	小中から市町村へ									転学の場合
	市町村から県へ (受理会)	③	③	③	③2部	③2部 転学のみ				必要に応じて医師の意見 書等写しを添付
	県から 特別支援学校へ (相談連絡会)				④	④ 転学のみ				
	特別支援学校から 県へ						⑤ 様式 20			必要に応じて継続協議に 係る資料を添付
	県から 特別支援学校へ							⑥		
	県から市町村へ							⑥		
	県から保護者へ							⑥		
	市町村から県へ								⑦	

(2) 年度当初に病弱の県立特別支援学校へ新たに就学・転学

基本的には、他の県立特別支援学校へ就学（転学）する場合と同様の手続きを行う。

保護者（施設長）は、隣接する病院に入院又は入院の許可を受けた後、若しくは通院し自宅療養している者のうち、病弱の県立特別支援学校に入学又は転学を希望し、その必要が認められた後、当該県立特別支援学校において就学・転学に係る相談を受ける。

なお、病弱の県立特別支援学校は次のことを速やかに行う。

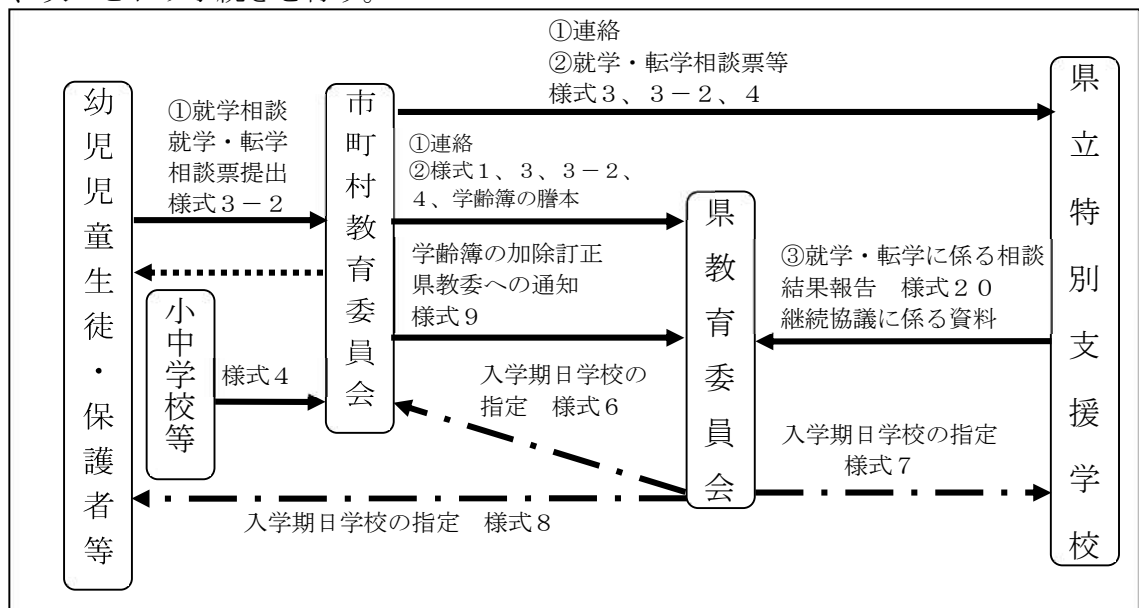
ア 保護者（施設長）に、住所の存する市町村教育委員会に当該県立特別支援学校に就学（転学）する旨申し出るよう指示する。

イ 就学・転学に係る相談を実施した後、住所の存する市町村教育委員会に対して、その旨連絡する。中学部に就学の場合は、在籍小学校長にも併せて連絡する。

ウ 「就学・転学に係る相談資料」（様式20）を作成し、県教育委員会に提出する。

(3) 追加相談の場合

県教育委員会への報告後に、新たに就学（転学）希望者が出た場合（追加相談という）には、次のとおり手続きを行う。



- ① 市町村教育委員会は、県教育委員会に電話で連絡の上、就学（転学）相談先の県立特別支援学校に連絡し、必要書類「就学・転学相談票」（様式3及び3-2）を保護者（施設長）とともに用意し、就学・転学に係る相談日を調整する。
- ② 市町村教育委員会は、「就学・転学相談票」（様式3及び3-2）が準備できたら、当該県立特別支援学校長あて速やかに提出するとともに、県教育委員会に必要書類（様式1、3、3-2、学齢簿の謄本）を提出する。また、転学相談の場合は、「転学資料」（様式4）を併せて県立特別支援学校及び県教育委員会へ提出する。
- ③ 県立特別支援学校は、就学・転学に係る相談実施後、速やかに「就学・転学に係る相談資料」（様式20）を作成し、県教育委員会に提出する。なお、継続協議が必要とされるケースについては、継続協議に係る資料を添付する。
以降は、(1)の場合と同様の手続きを行う。

該当項目	書類をどこからどこへ	様式 1	学 齢 簿 の 謄 本	様 式 2 Excel で提出	様 式 3 ・ 3-2	様 式 4 及び 支 援 プ ラ ン	様 式 20 ・ 様 式 5	様 式 6 ・ 7 ・ 8	様 式 9	備 考
追加相談・年度途中の転学	市町村から県へ									電話①
	市町村から特別支援学校へ									電話①
	小中から市町村へ					○				転学の場合
	市町村から保護者へ				①					
	市町村から県へ	②	②		②	② 転学のみ				必要に応じて医師の意見書等写しを添付
	市町村から特別支援学校へ				②	② 転学のみ				
	特別支援学校から県へ						③ 追加 20 途中 5			必要に応じて継続協議に係る資料を添付
	県から特別支援学校へ							○		
	県から市町村へ							○		
	県から保護者へ							○		
	市町村から県へ								○	

(4) 継続協議の実施について

市町村教育委員会が、保護者の意向を踏まえつつ、県立特別支援学校への就学が望ましいと判断した幼児児童生徒について、就学・転学に係る相談を実施した結果、なお他校への就学の可能性を検討すべき場合等、継続協議が必要なケースについて実施する。

ア 対象者について

小中学校特別支援学級等への就学が考えられる児童生徒

他の特別支援学校への就学が考えられる児童生徒

就学・転学に係る相談実施校との継続協議を必要とする児童生徒

イ 方法

継続協議の内容に応じ、以下から適切な方法を選択し、実施する。なお、その際、埼玉県障害児就学支援委員会から専門的な意見・助言を聴取し、協議の場に提供等して合意形成を図れるよう調整をすすめる。

- ・市町村教育委員会、継続協議に係る資料を提出した県立特別支援学校による協議を実施する。
- ・保護者と市町村教育委員会による再度の面談を実施する。
- ・保護者と市町村教育委員会、継続協議に係る資料を提出した県立特別支援学校の三者による面談を実施する。
- ・その他、必要に応じて県教育委員会を含め関係者が集まり面談・協議を実施する。

(5) 年度途中に小中学校等から病弱の県立特別支援学校へ転学

- ① 保護者（施設長）は、隣接する病院に入院又は入院の許可を受けた後、若しくは通院し自宅療養している者のうち、病弱の県立特別支援学校に入学又は転学を希望し、その必要が認められた後、県立特別支援学校において転学相談及び転学についての説明を受ける。さらに、保護者（施設長）は、住所の存する市町村教育委員会及び在籍学校長に対してその旨を連絡する。
- ② 病弱の県立特別支援学校は、転学相談実施後、転学相談結果を「年度途中転学相談資料」（様式5）にまとめ、速やかに県教育委員会に報告する。
- ③ 保護者（施設長）は、転学相談後に、住所の存する市町村教育委員会及び在籍学校長に対して、速やかに転学する旨を申し出る。
- ④ 在籍学校長は、転学資料（様式4）を速やかに市町村教育委員会に提出する。
- ⑤ 市町村教育委員会は、県教育委員会と病弱の県立特別支援学校長に対し、必要書類（様式1、4、学齢簿の謄本）を送付する。
- ⑥ 県教育委員会は、「埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒転学期日学校等通知書」を保護者（施設長）、関係市町村教育委員会、及び関係県立特別支援学校長あてに通知する。
- ⑦ 市町村教育委員会は、学齢簿の加除訂正を速やかに行うとともに、「学齢簿の原本の加除訂正について（通知）」（様式9）を県教育委員会に通知する。

該 当 項 目	書類をどこ からどこへ	様 式 1	学 齢 簿 の 謄 本	様 式 2 Excel で提出	様 式 3 ・ 3-2	様 式 4 及び 支 援 プ ラ ン	様 式 20 ・ 様 式 5	様 式 6 ・ 7 ・ 8	様 式 9	備 考
年度途中に小中学校等から 病弱の特別支援学校へ転学	保護者から特別支援学校へ									入院許可を受け、転学希望を申し出た上、許可・説明を受ける。①
	病弱特別支援学校から 県へ						② 様式5			
	保護者から市町村へ									転学の申し出③
	保護者から校長へ									転学の申し出③
	小中から市町村へ					④				
	市町村から県へ	⑤	⑤			⑤				
	市町村から 病弱特別支援学校へ					⑤				
	県から市町村へ							⑥		
	県から 特別支援学校へ							⑥		
	県から保護者へ							⑥		
	市町村から県へ								⑦	

2 年度途中に県外からの転居に伴う県立特別支援学校への転学

追加相談の場合（p 11 参照）と同様の手続を行う。

ただし、「転学資料」（様式4）については、市町村教育委員会は、当該児童生徒が現に在籍している学校長に対し、様式を送付した上で「転学資料」の作成を依頼する。また、当該校で重複障害学級対象児童生徒である場合には、認可されていることを示す書類の写しも併せて送付するよう依頼する。

県立特別支援学校から県への報告は「年度途中転学相談資料」（様式5）を用いる。

3 年度途中に病弱以外の県立特別支援学校へ転学

（障害の状態の急激な変化や施設入所等の特別な事情による転学）

年度途中に、障害の状態の急激な変化や施設入所等の特別な事情により、視覚障害者等になった場合は、転学の手続きを行う。

ア この場合、あらかじめ市町村教育委員会は、必要書類（県教育委員会より指示）を添えて教育局県立学校部特別支援教育課長と協議するものとする。

イ 県教育委員会が県立特別支援学校での教育が適切であろうと判断した場合、市町村教育委員会は、追加相談と同様の手続を行うものとする。

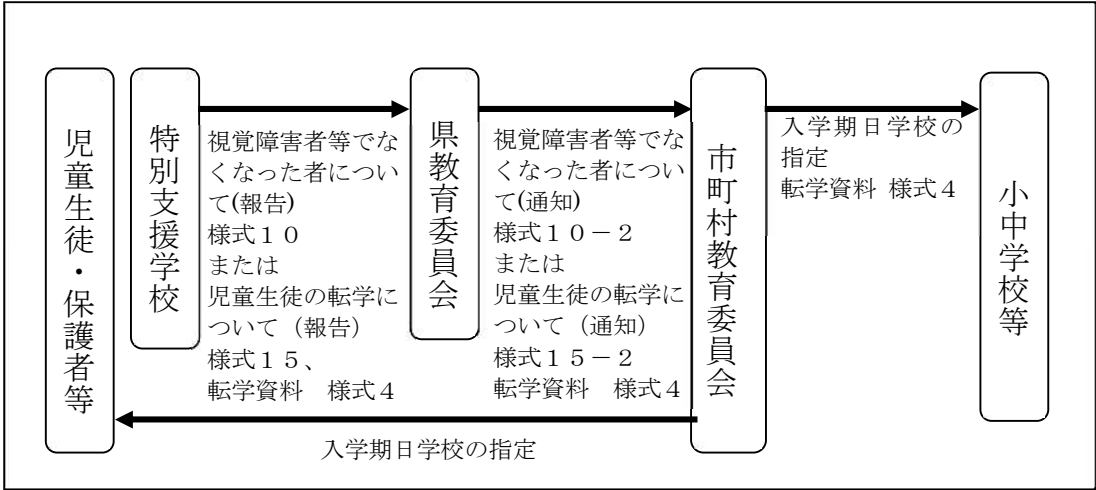
ウ 県教育委員会及び県立特別支援学校及び市町村教育委員会は、追加相談と同様の手続を行う。

該当項目		様式 1	学 齢 簿 の 謄 本	様式 3 ・ 3-2	様式 4 及 び 支 援 プ ラ ン	様式 5	様式 6 ・ 7 ・ 8	様式 9	備 考
小 中 学 校 等 から 病 弱 以 外 の 特 別 支 援 学 校 へ	小中から市町村へ				○				
	市町村から県へ	○	○	○	○				
	市町村から 特別支援学校へ			○	○				
	県から 特別支援学校へ			○	○				
	特別支援学校から県へ					○			
	県から 特別支援学校へ						○		
	県から市町村へ						○		
	県から保護者へ						○		
	市町村から県へ							○	

4 病弱の県立特別支援学校から小中学校等へ転学

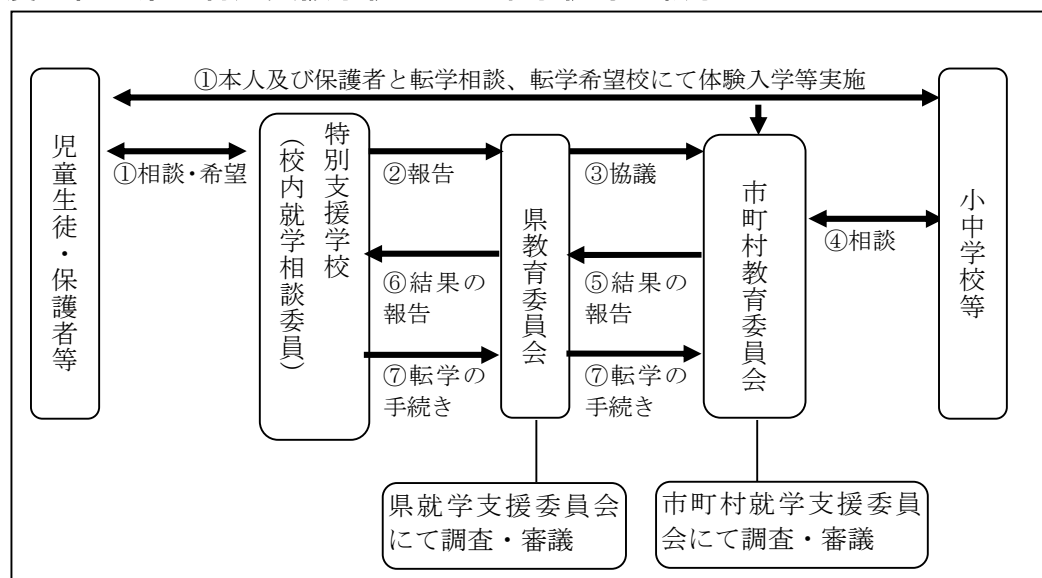
隣接する病院を退院することが適当であると判断された場合、若しくは通院加療後、小中学校等への復帰が可能と判断された場合、随時転学の手続きをとる。

その際、疾病等の完治により、視覚障害者等でなくなった場合は、「視覚障害者等でなくなった者について」(様式10)により、それ以外の場合については「児童生徒の転学について」(様式15)を使って報告を行う。



該当項目	書類をどこからどこへ	様式4	様式10	様式10-2	様式15	様式15-2	備考
病弱の特別支援学校から小中学校等へ	病弱特別支援学校から県へ	○	※1		※1		※1 児童生徒の実態に応じて様式10または15のどちらか
	県から市町村へ	○		※2		※2	※2 児童生徒の実態に応じて様式10-2または15-2のどちらか

5 年度当初に県立特別支援学校から小中学校等へ転学



- ①②児童生徒・保護者の希望や、障害の状態の変化、地域の小中学校の状況、該当の小中学校等での体験入学等の様子等を総合的に判断して、転学が考えられる場合、県教育委員会へ報告する。
- ③ 報告のあった児童生徒について、埼玉県障害児就学支援委員会にて調査・審議する。専門家の意見を聴取し、県教育委員会は、障害の状態及び程度が、小中学校等への転学が望ましいものであると判断した場合は、該当市町村教育委員会へ転学相談を依頼する。
- ④ 市町村教育委員会は、該当者の転学相談を実施し、市町村就学支援委員会にて調査・審議、転学相談の結果を判断する。
- ⑤⑥ 市町村教育委員会は、転学相談の結果を県教育委員会を通じて県立特別支援学校へ報告する。
- ⑦ 市町村教育委員会が小中学校等への転学が適切であると判断した場合は、転学の手続きを行う。

※ 県立特別支援学校における手続きの詳細は、令和8年9月1日付け教特第348号「令和9年度当初転学予定者及び教育形態変更予定者について（通知）」を参照すること。

該当項目	書類をどこからどこへ	様式17	様式4	支援プラン	実転学依頼相談	実転学報告相談	結果転学通知相談	様式15	様式15-2	備考
特別支援学校から 小中学校等へ	特別支援学校から県へ	②	②	②						
	県から市町村へ		③	③	③					
	市町村から県へ					⑤				
	県から特別支援学校へ						⑥			
	特別支援学校から県へ							⑦		転学が確定した場合
	県から市町村へ								⑦	転学が確定した場合

6 年度当初に県立特別支援学校間の転学

年度当初に県立特別支援学校間の転学をする場合は、次の手続きを行う。

なお、手続きの詳細は、令和8年9月1日付け教特第348号「令和9年度当初転学予定者及び教育形態変更予定者について（通知）」を参照すること。

- ① 転出校は必要書類を所定の期日（11月上旬）までに県教育委員会に提出する。必要に応じて医師の所見を添付する。
- ② 県教育委員会は、就学・転学に係る相談会において、転入先校長に必要書類各1部を送付する。
- ③ 転入校は、就学・転学に係る相談会にて転学相談を実施し、その結果を整理し、「就学・転学に係る相談資料」（様式20）を作成し、県教育委員会へ提出する。なお、継続協議が必要とされるケースについては、継続協議に係る資料を添付する。
- ④ 県教育委員会は、埼玉県障害児就学支援委員会における協議を踏まえ、1月末までに「埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒入学（転学）期日学校等通知書」等（様式6・7・8）により、各保護者（施設長）、関係市町村教育委員会、及び関係県立特別支援学校長あてに通知する。
- ⑤ 市町村教育委員会は、県教育委員会から「埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒入学（転学）期日学校等通知書」（様式6）を受理した後、当該児童生徒に係る学齢簿の加除訂正を速やかに行うとともに「学齢簿の原本の加除訂正について（通知）」（様式9）により、県教育委員会に通知する。

障害種の異なる県立特別支援学校への転学の希望が保護者よりあった場合、在籍校は保護者に対して十分な情報提供を行い丁寧な教育相談を実施すると共に、転学希望先学校へ情報提供を行い、十分に連携を図り、見学・体験等を実施した上で手続きを行うこと。

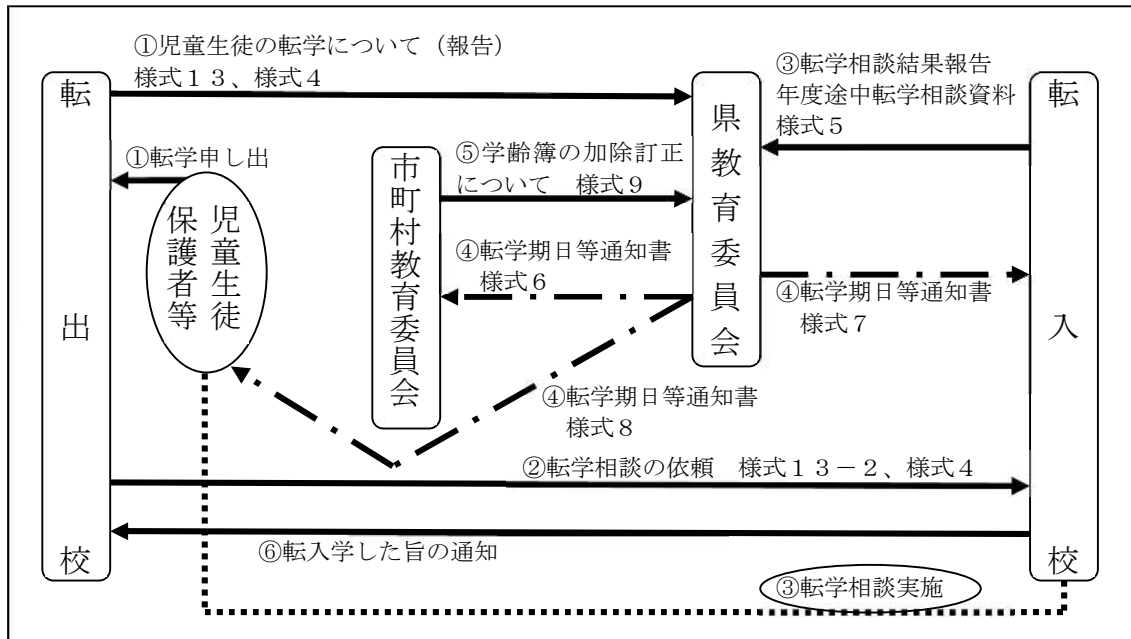
該 当 項 目	書類をどこ からどこへ	様 式 16	様 式 4	支 援 プ ラ ン	様 式 20	様 式 6 7 8	様 式 9	備 考
年度当初に 特別支援学校 から 特別支援学校 へ	転出校から県へ	①	①	①				※関係書類
	県から転入校へ		②	②				
	転入校から県へ				③			
	県から転入校へ					④		
	県から市町村へ					④		
	県から保護者へ					④		
	市町村から県へ						⑤	

※ 関係書類…必要に応じ、医師の所見等

※ 県内市立特別支援学校への転学も同様の手続きを行う。

※ 令和8年9月1日付け教特第348号「令和9年度当初転学予定者及び教育形態変更予定者について（通知）」に示す期日を過ぎてからのケースについては、県教育委員会に連絡をし提出書類について確認する。

7 年度途中に県立特別支援学校間の転学



年度途中で転居若しくは施設入所に伴って障害種が異なる他の県立特別支援学校に転学する場合及び、病弱の県立特別支援学校から他の障害種の県立特別支援学校への転学は、上図に示す転学手続きを行う。

- ① 転出校は、保護者等から転学の申し出を受けた後、必要書類を添えて県教育委員会に報告する。
- ② 転出校は、必要書類を添えて転入先校長あて転学相談を依頼する。
- ③ 転入校は、転学相談を実施し、その結果を「年度途中転学相談資料」（様式5）にまとめて、県教育委員会に報告する。
- ④ 県教育委員会は、転入先校長から「年度途中転学相談資料」（様式5）が提出された後、速やかに当該児童生徒の保護者（施設長）、当該県立特別支援学校長及び関係市町村教育委員会に対し「埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒入学期日学校等通知書」等（様式6・7・8）を送付する。
- ⑤ 市町村教育委員会は、県教育委員会から期日等通知書の送付を受けたときは、県教育委員会に対して、速やかに「学齢簿の原本の加除訂正について（通知）」（様式9）を行う。
- ⑥ 転入校は、転入学した旨を前籍学校長に通知する。

なお、転出校は、当該県立特別支援学校間及び関係市町村教育委員会並びに入所する施設の長と緊密な連携を取り合うようにする。転出校は、必要に応じて医師の所見も添える。また、当該校で重複障害学級対象児童生徒である場合は、認可通知の写しも併せて送付する。

- ※ 病弱特別支援学校からの転学以外の障害種の異なる特別支援学校間の転学は、障害の状態の急激な変化や施設入所等の特別な事情による転学となるので、特別支援教育課へ連絡し指示を受ける。
- ※ 病弱特別支援学校への転学については、保護者（施設長）は、隣接する病院に入院又は入院の許可を受けた後、若しくは通院し自宅療養している者のうち、病弱の特別支援学校に転学を希望し、その必要が認められた後、当該特別支援学校において就学・転学相談を受ける。

該 当 項 目	書類をどこ からどこへ	様 式 4	様 式 5	様 式 6 7 8	様 式 9	様 式 13	様 式 13-2	備 考
同障害種の特 別支援学校 間の転 入 学 も し く は 病 弱 特 別 支 援 学 校 か ら 他 の 障 害 種 の 特 別 支 援 学 校 へ	転出校から県へ	①				①		
	転出校から転入校へ	②					②	
	転入校から県へ		③					
	県から転入校へ			④				
	県から市町村へ			④				
	県から保護者へ			④				
	市町村から県へ				⑤			

8 県立特別支援学校から県外の学校へ転学

- 転出校は、児童生徒の転居先が決まったら、該当の市町村の教育委員会へ連絡を取るよう
に保護者に伝える。
- 転学の手続きは、転居先の市町村教育委員会の担当になる。
- 学校長は、様式13及び様式4により県教育委員会に報告する。
- 転居先の教育委員会または転入校からの要請に応じて、転学資料等必要書類をそろえ速や
かに諸手続を行う。

項 該 目 当	書類をどこ からどこへ	様 式 4	様 式 13	備 考
県立特別支援学校 から県外の学校へ	転出校から県へ	○	○	※転居先の教育委員会や転入校の要請に応じて必要 な書類を送付する。

- ※ 転出校は、児童生徒の転居先が決まったら、該当の市町村の教育委員会へ連絡を取るよう
に保護者に伝える。

9 区域外就学（埼玉県から県外の特別支援学校へ）

（１） 入院及び施設入所等に伴うもの

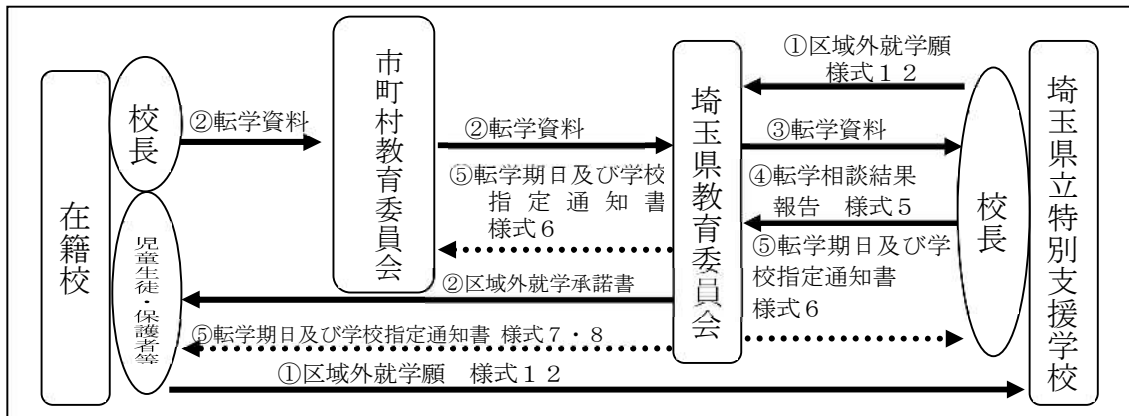
- 都道府県によって手続きが異なるため、当該都道府県教育委員会や市区町村教育委員会に問い合わせを行い、必要な書類を整える。
- 市町村立学校から県外の都道府県立特別支援学校や市区町村立特別支援学校へ区域外就学する場合、市町村教育委員会から埼玉県教育委員会への書類の提出は不要。
- 県立特別支援学校から県外の都道府県立特別支援学校や市区町村立特別支援学校へ区域外就学をする場合、転出先特別支援学校と連絡を取り、手続きを進めるとともに、様式13及び様式4を埼玉県教育委員会へ提出する。
- いずれの場合も、埼玉県教育委員会を経由して書類の提出を求められた場合、速やかに埼玉県教育委員会へ連絡する。

（２） 年度当初に県外の特別支援学校へ（入院及び施設入所に伴うものを除く）

- 保護者から相談を受けた場合、受け入れ先の教育委員会、及び県教育委員会と協議を行う。
- 都県によって手続きが異なるため、当該都道府県教育委員会や市区町村教育委員会に問い合わせを行い、必要な書類を整える。

※ 県で指定する様式はない。

10 年度途中の区域外就学（県外在住の児童生徒が、入院及び施設入所等に伴い埼玉県立特別支援学校へ就学を希望した場合）



- ① 保護者より入院及び施設入所等に伴い区域外就学の希望を受けた県立特別支援学校は、県教育委員会へ電話で一報を入れるとともに、当該保護者へ「区域外就学願」（様式12）を渡し記入を依頼する。当該保護者より提出された様式12を県教育委員会へ送付する。
- ② 県教育委員会は当該保護者へ区域外就学承諾書を送付するとともに、当該児童生徒が在住している市町村の教育委員会を通じて、転学に係る資料の送付を依頼する。
- ③ 県教育委員会は、当該市町村教育委員会から送付された転学に関する資料を県立特別支援学校へ送付する。
- ④ 県立特別支援学校は、転学相談を実施するとともに、その結果を「年度途中転学相談資料」（様式5）にまとめて、県教育委員会に報告する。
- ⑤ 県教育委員会は、「埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒入学（転学）期日学校等通知書」等（様式6・7・8）により、保護者、市町村教育委員会、及び県立特別支援学校長あてに通知する。

※ 年度当初に区域外就学をする場合は、居住地の市町村教育委員会は県教育委員会に一報し、区域外就学の手続きを行う。

該当項目	書類をどこからどこへ	学 齢 簿 の 謄 本	様式 3 ・ 3-2 (病弱 以外)	様式 4	様式 5	様式 6 7 8	様式 12	診 断 書 等	学区 承 諾 外 書 就	備 考
県外児童生徒が埼玉県立特別支援学校へ区域外就学	保護者から特別支援学校へ						①			当該保護者へ作成を依頼する
	特別支援学校から県へ						①			
	県から保護者へ								②	保護者は居住地の市区町村教育委員会へ提出する
	市町村(他都県)から県へ	②	②	② 転学のみ				②		区域外就学依頼文書 その他関係書類
	市町村(他都県)から特別支援学校へ		○	○						※年度途中の場合
	県から特別支援学校へ		③	③						※年度当初の場合
	特別支援学校から県へ				④					
	県から特別支援学校へ					⑤				
	県から市町村(他都県)へ					⑤				
	県から保護者へ					⑤				

1 1 区域外就学の終了

(1) 県外より小中学校等へ戻る場合

市町村教育委員会は、区域外就学を終了し転入学の連絡を受けた場合、速やかに転学期日指定通知を行う。

(2) 県外より県立特別支援学校へ戻る場合

県立特別支援学校は、転入学の連絡を受けた場合、必要に応じて転学相談を実施するとともに、「年度途中転学相談資料」(様式5)を県教育委員会へ提出し、県教育委員会は速やかに市町村教育委員会・県立特別支援学校・保護者に対して転学期日学校等通知(様式6・7・8)を行う。

(3) 県立特別支援学校より県外へ戻る場合

県立特別支援学校は様式4及び様式13(小中学校に戻る場合は様式10)により県教育委員会に報告する。

該当項目	書類をどこからどこへ	様式5	様式6 7 8	様式9	指定期日 通知学校	様式4	様式10	様式10 -2	様式13	様式13 -2	備考
(1) 県外より小中学校等へ戻る	市町村から保護者へ				○						市町村の様式による
(2) 県外より埼玉 県立特別支援 学校へ戻る	特別支援学校から県へ	○									
	県から特別支援学校へ		○								
	県から市町村(他都県)へ		○								
	県から保護者へ		○								
	市町村から県へ			○							
(3) 埼玉県立特別 支援学校より 県外へ戻る	特別支援学校から県へ					○	○				小中学校へ戻る場合
	県から市町村(他都県)へ					○		○			
	特別支援学校から県へ					○			○		特別支援学校へ戻る場合
	特別支援学校から転入校へ					○				○	

1 2 国立特別支援学校、私立特別支援学校へ転学

- 保護者は、当該国立及び私立特別支援学校に転入学したい旨を直接連絡するとともに、当該校の指示により必要書類をそろえ、速やかに転学の手続きを行う。
- 併せて、保護者は、該当の市町村の教育委員会へ転入学する旨を直接連絡する。
- 県立特別支援学校から転学する場合、校長は様式4及び様式13により県教育委員会へ報告するとともに、転入校の求めに応じて書類を送付する。

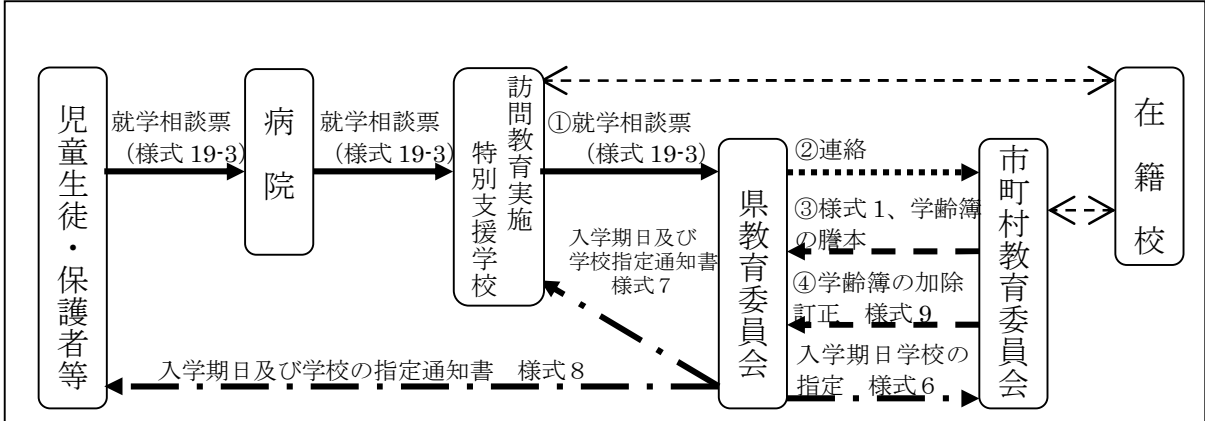
項 該 目 当	書類をどこからどこへ	様式4	様式13	備 考
県立特別支援学校から国立、私立の特別支援学校へ	転出校から県へ	○	○	※転入校の要請に応じて必要な書類を送付する。

※ 市町村立学校から転学する場合は県への報告の必要はない。

1 3 病気療養児の訪問教育（下記の担当校及び協力病院のみ）

学齢児童生徒の入院期間が1ヶ月以上あり、医療専念ではなく教育を受けることが可能と協力病院の主治医が判断し、本人及び保護者が県立肢体不自由の県立特別支援学校の訪問教育を希望した場合は、転学の手続きを行う。

（1） 開始の手順



- ① 病気療養児訪問教育実施校は、病院から提出された「就学相談票」（様式 19-3）を県教育委員会に提出する。
- ② 県教育委員会は、市町村教育委員会へ当該児童生徒から訪問教育を受ける希望が出された旨を連絡する。
- ③ 市町村教育委員会は、様式 1 及び学齢簿の謄本を県教育委員会に提出する。
- ④ 市町村教育委員会は、様式 6 の送付を受けたときは、県教育委員会に対して、速やかに様式 9 を作成し報告する。

（2） 終了の手順

- ア 訪問教育実施校は、病院から退院の連絡を受けたときは、速やかに必要書類を県教育委員会に提出する。
- イ 市町村教育委員会は、県教育委員会から送付された「視覚障害者等でなくなった者について（通知）」（様式 10-2）に基づき、転学先の学校を決定し、速やかに当該児童生徒の保護者及び当該小中学校等長に対し入学期日学校等通知を行う。

該当項目	書類をどこからどこへ	様式 1	学 齢 簿 の 謄 本	様式 6 7 8	様式 9	様式 10	様式 10-2	様式 19-3	様式 19-4	指定期日学校通知	備考
開始時	保護者から病院へ							①			
	病院から特別支援学校へ							①			
	特別支援学校から県へ							①			
	県から市町村へ										連絡②
	市町村から県へ	③	③								
	県から市町村へ			○							
	県から特別支援学校へ			○							
	県から保護者へ			○							
	市町村から県へ				④						
終了時	特別支援学校から県へ					ア			ア		
	県から市町村へ						イ		イ		
	市町村から該当校へ									○	市町村の様式による

*** 担当校及び協力病院（３１病院）**

担当校	協 力 病 院 名
蓮田特別支援学校	県立がんセンター、愛友会伊奈病院、のぞみ会希望病院
熊谷特別支援学校	社会医療法人熊谷総合病院、本庄総合病院、徳洲会羽生総合病院
越谷特別支援学校	川口市立医療センター、獨協医科大学埼玉医療センター
和光特別支援学校	埼玉メディカルセンター、戸田中央総合病院、TMGあさか医療センター、TMG宗岡中央病院、新座志木中央総合病院、三慶会指扇病院、さいたま赤十字病院
日高特別支援学校	埼玉石心会病院、埼玉医科大学病院、国立病院機構西埼玉中央病院
宮代特別支援学校	済生会加須病院、土屋小児病院、幸仁会堀中病院、秀和会秀和総合病院、慈弘会岩槻中央病院
川島ひばりが丘特別支援学校	愛友会上尾中央総合病院、愛友会上尾中央第二病院、埼玉医科大学総合医療センター、北里大学メディカルセンター、埼玉県総合リハビリテーションセンター、東松山市立市民病院
秩父特別支援学校	秩父市立病院
所沢おおぞら特別支援学校	国立障害者リハビリテーションセンター病院

１４ 指定校の変更

※ 埼玉県立特別支援学校に就学する場合、埼玉県立特別支援学校通学区域（Ｐ５８～６９）により学校を指定している。原則として、指定された学校に就学するが、県教育委員会は、保護者からの指定校の変更の事由が相当であると認めるときは、指定校を変更する。

なお、手続きについては、例年９月中に発出する別途通知に従うこと。

１５ その他

（１） 県教育委員会と協議する場合

次の場合の就学等の手続きは、教育局県立学校部特別支援教育課長と協議する。

- ア 学齢児童生徒が、海外からの帰国児童生徒である場合
- イ 学齢児童生徒が、不就学であった場合
- ウ 学齢児童生徒が、住民票を異動しないで転居した場合
- エ 学齢児童生徒が、長期間にわたって居所不明となっていた場合
- オ その他、通常の就学等の手続きと異なる場合など

（２） 就学猶予又は免除する場合

病弱、発育不全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の就学義務の猶予又は免除の手続きについては、学校教育法第１８条及び学校教育法施行規則第３４条等に基づいて行う。

V 就学相談及び就学事務に必要な様式一覧

○ 特別支援学校等への就学（転学）について（通知） ……	様式 1	(P26)
○ 整理票 ……	様式 2	(P27)
○ 就学・転学相談票（教育委員会記入用） ……	様式 3	(P28)
○ 就学・転学相談票（保護者記入用） ……	様式 3 - 2	(P29)
	添付資料①	(P30)
	添付資料②	(P32)
○ 転学資料 ……	様式 4	(P34)
○ 年度途中転学相談資料 ……	様式 5	(P35)
○ 埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒入学（転学）期日学校等通知書 ……	様式 6	(P36)
○ 学齢児童生徒入学（転学）期日指定通知書 ……	様式 7	(P37)
○ 入学（転学）期日及び学校指定通知書 ……	様式 8	(P38)
○ 入学（転学）届 ……	様式 8 - 2	(P39)
○ 学齢簿の原本の加除訂正について（通知） ……	様式 9	(P40)
○ 視覚障害者、聴覚障害者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者でなくなった者について（報告） ……	様式 1 0	(P41)
○ 視覚障害者、聴覚障害者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者でなくなった者について（通知） ……	様式 1 0 - 2	(P42)
○ 区域外就学願（埼玉県教育委員会あて） ……	様式 1 2	(P43)
○ 児童生徒の転学について（報告） ……	様式 1 3	(P44)
○ 児童生徒の転学について（照会） ……	様式 1 3 - 2	(P45)
○ 学校指定の変更願出書 ……	様式 1 4	(P46)
○ 学校指定の変更通知書 ……	様式 1 4 - 2	(P47)
○ 児童生徒の転学について（報告） ……	様式 1 5	(P48)
○ 児童生徒の転学について（通知） ……	様式 1 5 - 2	(P49)
○ 県内の特別支援学校間の転学相談対象者一覧 ……	様式 1 6	(P50)
○ 県立特別支援学校から市町村立小中学校等への転学予定者一覧 ……	様式 1 7	(P51)
○ 県立特別支援学校内の教育形態変更予定者一覧 ……	様式 1 8	(P52)
○ 教育形態の変更について（協議） ……	様式 1 9	(P53)
○ 教育形態の変更届 ……	様式 1 9 - 2	(P54)
○ 就学相談票 ……	様式 1 9 - 3	(P55)
○ 転学相談票 ……	様式 1 9 - 4	(P56)
○ 就学・転学に係る相談資料 ……	様式 2 0	(P57)

(様式 1)

令和 第 年 月 日 号

(宛先)
埼玉県教育委員会

市町村教育委員会

特別支援学校への就学（転学）について（通知）

下記の者について、学校教育法施行令第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、学齢簿の謄本を添えて通知します。

記

氏名	視覚障害者等の別	生年月日	保護者氏名	在籍学校名
	視・聴 病・肢・知			
	視・聴 病・肢・知			
	視・聴 病・肢・知			
	視・聴 病・肢・知			
	視・聴 病・肢・知			
	視・聴 病・肢・知			
	視・聴 病・肢・知			

※記入例及び以下留意事項については提出の際は削除する。

- (1) 視覚障害者等の別は、該当するものを記入し、他は削除する
- (2) 添付する学齢簿については、異動事項を加除訂正する以前の謄本であること、原本証明（教育長名）がされたものであること、とする。
- (3) 在籍学校名については、原籍校の学校名及び学年を記入する。ただし、新就学児の場合には記入する必要はない。
- (4) 記入欄が足りない場合は適宜行を追加する。

整理表

担当者氏名	
電話番号	

番号	学部	学年	氏名	ふりがな	性別	生年月日			保護者名	教育委員会	郵便番号		現住所	現在の保育・教育機関・学級等	障害の種類						保護者の意向		教育委員会の所見	学齢簿の提出
						年	月	日							主たる障害	併せ有する障害					就学希望先	その他		
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								

留意事項

- (1) 番号の欄は、就学・転学相談票（様式3）のNo.と同じにする。
- (2) 学部及び学年欄は令和9年4月1日現在で半角で記入する。
- (3) 氏名及び保護者名は姓と名の間に全角スペースを入れる。
- (4) 施設に入所している場合は、保護者名欄に施設長を記入し、（ ）書きとする。
- (5) 生年月日は和暦を用い、元号を除いた数字（半角）で記入する。
- (6) 郵便番号欄は半角で記入する。
- (7) 現在の保育・教育機関・学級等の欄には、通所・通園（県立特別支援学校幼稚部も含む）している機関名、通学している学校名・学級（特別支援学級・通常の学級）を記入する。
- (8) 障害の種類欄には、各市町村教育委員会の判断として、主たる障害についてはリストから選択し、併せ有する障害がある場合には該当箇所に○を記入する。
- (9) 保護者の意向の欄には、就学を希望する学校名をリストから選択する。記入に当たっては必ず保護者の意向を確認する。
その他の欄には、国立又は私立の特別支援学校を希望している場合、訪問教育を希望している場合に、その旨を記入する。
- (10) 教育委員会の所見欄には、望ましい障害種別の特別支援学校をリストから選択する。
- (11) 学齢簿の提出の欄は、様式1とともに学齢簿が提出されている者については○を記入する。
- (12) 提出の際は記入例、留意事項は削除し、行が不足する場合は適宜行を挿入する。
- (13) 罫線の書式等が崩れていても差し支えない。

(様式3)

就学・転学相談票

(教育委員会記入用)

市町村名		No.
------	--	-----

記入年月日 令和 年 月 日

ふりがな 氏 名		
障害の種類	視覚障害 聴覚障害 病弱 肢体不自由 知的障害	
障害の程度 や状況等	疾患名 所有手帳 身体障害者手帳 種 級 療育手帳 ① A B C	
保護者の意向		
本人の意向		
教育委員会 の 所 見		
記入者の所属 職・氏名等	所属 職名	電話 氏名

(様式3-2)

就学・転学相談票

保護者の方へ

必要事項を記入し、該当するものを○で囲んでください。

年齢・学年は、記入年月日で御記入ください。

令和 年 月 日 記入

本人	ふりがな氏名		性別	生年月日	
			男・女	平成・令和	年 月 日
	現住所 電話番号	〒 - ()			
	現在の状況	保育所 幼稚園等	保育所、幼稚園、特別支援学校幼稚部、通園施設、在宅、就学猶予 名称 ()		
		小学校 中学校等	立 学校 第 学年 通常の学級 通級指導教室 (難聴・言語、発達・情緒、その他) 特別支援学級 (知的障害、自閉・情緒障害、肢体不自由、 身体虚弱、弱視、その他)		
			特別支援学校	立 学園・学校 学部 第 学年	
		その他	長期入院中、施設入所 名称 ()		
	疾患名・ 医学診断名				
	所有手帳	療育手帳	① A B C	(年 月 日 交付)	
		身体障害者手帳	種 級	(年 月 日 交付)	
		精神障害者保健福祉手帳	級	(年 月 日 交付)	
	発作	ある ・ なし 頻度： 回／日・月・年 種類： 喘息、 てんかん、 その他 ()			
	服薬	ある ・ なし 回数： 回／日 (病名等)			
必要とする 医療的ケア	吸引、 経管栄養、 導尿、 その他 ()				
保護者	ふりがな氏名	本人との続柄			
本人及び保護者の意向		※ 就学・転学に関する御希望を具体的に御記入ください。 県立 学園・学校への就学・転学を希望します。			

埼玉県教育委員会

(様式 3-2 添付資料①)

※ 県立特別支援学校における就学・転学に係る相談の参考資料としますので、支障のない範囲で御記入ください。

氏名	
----	--

1 現在のお子さんの生活の様子及び発達の状況について、当てはまるものに○をお付けください。

(1) 生活の様子について

衣服の着脱		一人で着替え、身なりをきちんと整えることができる。
		部分的な支援があれば、衣服を着ることができる。
		全面的な支援が必要である。
食事の様子		はしを使って、きれいに食べることができる。
		スプーンを使って食べたり、コップを持って上手に飲むことができる。
		一部支援すれば、スプーンを使って食べたり、コップを持って飲むことができる。
排泄の様子		全面的な支援が必要である。
		衣服の始末や手洗いを含めて、すべて一人でできる。
		小便または、大便がほぼ一人でできる。
		尿意・便意を知らせることはできるが、一部支援が必要である。
		失禁が多かったり、尿意を知らせることができない。またはオムツをしている。

(2) 手指の動きや運動・動作について

手指の動き		折り紙を折って、作品を作ることができる。
		簡単な絵や形を描くことができる。
		ハサミで紙などを切ることができる。
		物を握ったり、指先で物をつまんだりすることができる。
		物を握ったり、指先で物をつまんだりすることを嫌がる。
運動・動作		スキップができる。一人でなわとびを跳ぶことができる。
		30cm程度の高さの台から跳び降りたり、ケンケンができる。
		階段の上り下りができる。
		一人で歩くことができる。
		移動には一部支援が必要である。
		一人で歩くことができない。

(3) 集団参加の様子について

集団参加		友達や大人と支障なく関わることができる。
		友達と鬼ごっこやままごと等の簡単なルールのある遊びができる。
		まわりの支援があれば、集団の中に入ることができる。
		一人遊びが多い。
		まわりの様子にほとんど関心を示さない。
		集団の中に入ることが難しい。

(4) ことば、コミュニケーションの様子について

ことばの理解		相手の話す内容や指示が理解できる。
		簡単な指示が理解できる。
		簡単な指示もほとんどわからない。
コミュニケーション		日常会話ができる。
		二語文程度で伝える。
		一語文で伝える。
		発声や身振り等で伝える。
		伝えようとする表現がほとんどみられない。

(5) 文字や数量の理解について

文 字		ひらがなを読んだり、書いたりできる。
		名前を書ける。一部ひらがなが読める。
		自分の名前がわかる。
		文字にほとんど興味を示さない。
数 量		たし算や引き算の計算ができる。
		個数を数えたり、1、2、3・・・と順序数を数えたりできる。
		一対一対応ができる。
		数量にほとんど興味を示さない。

(6) 性格、行動特徴、興味関心等について

性 格		明るく、活発である		素直で、やさしい
		人なつこい		物事に慎重である
		緊張しやすい		強情なところがある
		怒りっぽい		あきやすい
	※ その他、お子さんの性格について御記入ください。			
行動の特徴		指しゃぶりや爪かみの癖がある		耳をふさぐ行為が見られる
		こだわりが強い		パニックを起こしやすい
		常同行動がある		自傷や他傷がある
		視線が合わない		突然大きな声をあげる
		異食がある		危険な状況の理解が難しい
		一人であることを好む		気に入らないと物を投げる
		目を離すと一人でどこかへ行ってしまう		
	※ その他、行動特徴で具体的なものがありましたら御記入下さい。			
興味関心等	※ お子さんが興味関心を示す物やいつも遊んでいるもの、または嫌いな物や苦手なものがありましたら御記入ください。			

(7) アレルギー等、気にかかることや伝えておきたいことがありましたら、御記入ください。

氏名

2 体の動きについて、気になることがありましたら、御記入ください。

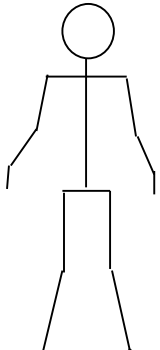
(1) 日常生活を送る上で、車イスや補装具を使用していますか。

使用している ・ 使用していない 補装具名 ()

(2) 体の動きの状況について、当てはまるものに○をお付けください。

	補装具等を使用しなくても、日常の生活にほとんど支障がない。
	クラッチ等の補装具を使うことで、一人で歩くことができる。
	伝い歩きならばできる (補装具が必要である ・ 補装具は必要なし) 。
	手をつなぐ、脇を支える等の支援があれば、歩くことができる。
	車イスで自力移動ができる (通常 ・ 電動) 。
	四つばいができる。
	あぐらで座ることができる。
	イスに座ることができる。
	本人に合わせたイスやクッションチェアがあれば、座ることができる。
	自分の体を動かすのに、全面的な支援が必要である。
	自助具等を使うことで筆記ができる。

(3) 体の部位や動きの状況について、詳しく御記入ください。

部 位	状 況
	※部位に印を付け、その様子を簡条書きで記す。 (例) 右手はマヒがあり、物を持つことが難しい等

3 病気治療が必要な場合、あるいは病気による生活規制がありましたら御記入ください。

(1) 発病したのは、いつですか。 平成・令和 年 月 歳の時

(2) 現在の病状を詳しく御記入ください。 []

(3) 現在の生活規制の状況について、当てはまるものに○をお付けください。

	ほとんど支障なく日常生活を送ることができる。
	部分的に生活上の活動制限に配慮が必要となる。
	継続して医療と生活上の活動制限に配慮が必要である。
	入院し、医療と生活上の活動制限が必要である。
	入院し、医療と生活上の活動制限に配慮が必要である。ベッド上の生活がほとんどである。

氏名	
----	--

4 見え方について、気になることがありましたら御記入ください。

- (1) 視力はいくつですか。右 裸眼 () 左 裸眼 ()
右 眼鏡 () 左 眼鏡 ()
- (2) 使用文字は、何ですか点字、拡大文字 () ポイント、標準文字
- (3) 補助具を使用している場合は補助具名を、また、その使用状況についても御記入ください。
補助具名 () 使用状況 ()
- (4) 見え方の状況について、当てはまるものに○をお付けください。

	5 m離れた所から人の顔がわかる。
	メガネやルーペを使えば、文字の読み書きができる。
	極端に目を近づけて、物を見る。
	不自然に顔を動かして、物を見る。
	歩く先を足でさぐりながら歩く。
	周辺の物に気づかずにぶつかったり、つまずいたりする。
	明るい所では、まぶしがる。
	見えてはいないが、光に対する反応はある。
	暗いところでは、見えない。
	小学校、中学校で拡大教科書を使用している。

5 聞こえについて、気になることがありましたら御記入ください。

- (1) 聞こえにくいと気づいた年齢は、いくつですか。 歳 ケ月
- (2) 補聴器装用を開始したのは、何歳ですか。 歳 ケ月
- (3) 人工内耳の手術をしたのは、何歳ですか。 歳 ケ月
- (4) 装用している時の平均聴力は、いくつですか。 右 () d B 左 () d B
- (5) 装用していない時の平均聴力は、いくつですか。 右 () d B 左 () d B
- (6) 平均聴力を検査したのは、いつですか。 平成・令和 年 月 日
- (7) 検査機関名を御記入ください。 ()
- (8) 聞こえの状況について、当てはまるものに○をお付けください。

	補聴器（人工内耳）を使用すれば、日常生活にほとんど支障がない。
	補聴器（人工内耳）を使用すれば、普通の会話をなんとか聞き取ることができる。
	補聴器（人工内耳）を使用すれば、大きな音は聞き取ることができるが会話は聞き取れない。
	補聴器等を使用しても、大きな音が聞き取りにくい。
	聞こえているか聞こえていないかわからない。
	補聴器（人工内耳）は持っているが、つけていない（つけたがらない）。
	補聴器を持っていない。大きな音は聞こえているようだが、音への反応は悪い。

(様式4)

転学資料

令和 年 月 日

転学先学校長 様

学校名
校長氏名

下 記 の 者 の 所 見 を 報 告 し ま す。

記

ふ り が な 児童生徒氏名		生年月日	平成・令和 年 月 日
学 部 ・ 学 年	学部 第 学年	保護者名	
現 住 所		電話番号	()
障 害 の 状 況 身 体 の 状 況	障害の種類、疾患名 所有手帳 身体障害者手帳 種 級、療育手帳 ㊤ A B C		
学 習 の 状 況			
性 格 ・ 行 動 の 特 徴			
そ の 他 (出欠席等)	出席日数 日、欠席日数 日(理由) 令和 年 月 日現在		

(備考) 立 学園・学校、 市(町村)管内小(中)学校へ転学予定
転学希望日: 令和 年 月 日(転学先学校に籍を移す希望の日)

(様式5)

年度途中
転学相談資料

1	作成年月日	令和		年		月		日
2	学校名							
3	番号							
4	学部							
5	学年							
6	児童生徒氏名							
7	ふりがな							
8	性別							
9	生年月日			年		月		日
10	保護者氏名							
11	市町村名							
12	郵便番号		—					
13	現住所							
14	障害種							
15	通学・訪問の別							
16	在籍学校名							
17	転学予定日	令和		年		月		日
18	特記事項	重複申請の有無について、記入すること。						

(様式6)

教 特 第 号
令 和 年 月 日

市町村教育委員会 様

埼玉県教育委員会

埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒入学（転学）期日学校等通知書

下記のとおり通知します。

記

番号	児童生徒氏名	学部	学年	通・訪	生年月日			保護者氏名	入学（転学）すべき学校	入学（転学）期日		

整理番号 ー 号

(様式7)

教 特 第 号
令 和 年 月 日

県立 学校長 様

埼玉県教育委員会

学 齡 児 童 生 徒 入 学 （ 転 学 ） 期 日 指 定 通 知 書

下記のとおり通知します。

記

番号	児童生徒氏名	学部	学年	通・訪	生年月日			保護者氏名	住 所	入学（転学）期日			

整理番号 一 号

(様式8)

令和 年 月 日

(保護者または施設長) 様

埼玉県教育委員会

入 学 (転 学) 期 日 及 び 学 校 指 定 通 知 書

下記のとおり通知します。

記

ふ り が な

1 児童生徒氏名

2 入学(転学)の期日 令和 年 月 日

3 入学(転学)先学校 埼玉県立 学園・学校 学部 学年

※ 別紙の入学(転学)届に必要な事項を記入の上、入学(転学)先の学校に提出してください。

(様式8-2)

入 学 (転 学) 届

令和 年 月 日

埼玉県立 学校長 様

保護者住所

保護者氏名

下記の者を、貴校に入学（転学）させたいのでお届けします。

記

- ふりがな
- 1 児童生徒氏名 _____ (性別) 男 ・ 女
- 2 生年月日 平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生 (歳)
- 3 緊急連絡先 _____
- 電話番号 _____ ()

(様式 9)

令和 第 年 月 日 号

(宛先)

埼玉県教育委員会

市町村教育委員会

学齢簿の原本の加除訂正について（通知）

下記のとおり、学校教育法施行令第 13 条の規定に基づき通知します。

記

学校名（学年） 猶予又は免除	氏 名 （生年月日）	視覚障害者 等の別	加除訂正した事項

※以降の留意文は提出の際は削除する。

- (1) 市町村教育委員会は、県教育委員会から「入学（転学）期日学校等通知書」又は「視覚障害者、聴覚障害者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者でなくなった者について（通知）」が送付された後、速やかに学齢簿の原本の加除訂正を行う。
- (2) 市町村教育委員会は、学齢簿の原本の加除訂正を行った後、速やかに「学齢簿の原本の加除訂正について（通知）」を県教育委員会あて送付する。この場合、加除訂正した学齢簿の写しを添付する必要はない。
- (3) 学校名（学年）等、及び視覚障害者等の別の欄の記入の方法については、様式 1 と同様、該当するものを記入し、他は削除する。

(様式10)

令和 第 号
年 月 日

(宛先)
埼玉県教育委員会

学 校 名
校長氏名

視覚障害者、聴覚障害者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは
病弱者でなくなった者について（報告）

標記について、学校教育法施行令第6条の2の規定に基づき、転学資料を添えて下記の
とおり報告します。

記

ふりがな
1 児 童 生 徒 氏 名

2 生 年 月 日 平成・令和 年 月 日

3 学 部 ・ 学 年 学部 第 学年

4 保 護 者 氏 名

5 現 住 所 〒
Tel ()

6 転 学 の 事 由

7 転学希望年月日 令和 年 月 日
(月 日まで本校に在籍)

整理番号 号

(様式10-2)

教特第 号
令和 年 月 日

市町村教育委員会 様

埼玉県教育委員会

視覚障害者、聴覚障害者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは
病弱者でなくなった者について（通知）

標記について、学校教育法施行令第6条の2の規定に基づき、転学資料を添えて下記のとおり通知します。

記

ふりがな

1 児童生徒氏名

2 生 年 月 日 平成・令和 年 月 日

3 学部・学年 学部 第 学年

4 保護者氏名

5 在籍学校名 埼玉県立 学園・学校

6 転学の事由

7 転学予定日

※ 本通知受領後、速やかに学齢簿の原本を加除訂正願います。

整理番号	号
------	---

(様式12)

区 域 外 就 学 願

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県教育委員会

保護者氏名

下記のとおり、学校教育法施行令第17条の規定に基づき、区域外就学させたくお願いいたします。

記

在 籍 学 校 名	(学部：)	
猶予又は免除の別	(学年：第 学年)	
ふ り が な 児 童 生 徒 氏 名		
生 年 月 日	平成・令和 年 月 日	
障 害 の 種 類		
区域外就学の事由		
就 学 先 学 校	学 校 名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	Tel ()

* (願) : 県外から県立特別支援学校(病弱)へ就学する場合

(様式13)

令和 第 年 月 日 号

(宛先)

埼玉県教育委員会 様

学 校 名

校長氏名

児童生徒の転学について（報告）

標記について、下記の児童生徒を転学させたい旨、保護者から願い出がありましたので、転学資料を添えて報告します。

記

1 ふ り が な
児童生徒氏名

2 生 年 月 日 平成・令和 年 月 日

3 学 部 ・ 学 年 学部 第 学年 （通学・訪問）

4 保 護 者 氏 名

5 現 住 所 〒

6 転学先学校名

7 転 学 の 事 由

8 転 学 希 望 日 令和 年 月 日 （ 月 日まで在籍）

9 備 考（転居先住所、入所先施設名及び住所等）

(様式13-2)

令和 第 年 月 日 号

様

学 校 名
校長氏名

児童生徒の転学について（照会）

標記について、下記の児童生徒を転学させたい旨、保護者から願い出がありましたので、関係書類を添えて照会します。

記

1 児童生徒氏名

2 生 年 月 日 平成・令和 年 月 日

3 学 部 ・ 学 年 学部 第 学年 （通学・訪問）

4 保 護 者 氏 名

5 現 住 所 〒

6 転学先学校名

7 転 学 の 事 由

8 転 学 希 望 日 令和 年 月 日 （ 月 日まで在籍）

9 備 考（転居先住所、入所先施設名及び住所等）

(様式 14)

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県教育委員会

保護者氏名

学校指定の変更願出書

標記について、願います。

記

幼児児童生徒	ふりがな 氏 名	
	生年月日	平成・令和 年 月 日
	現住所	
通学区域に定める学校名		県立 学園・学校
就学を希望する学校名		県立 学園・学校
変更を希望する事由		

(様式 14 - 2)

令和 年 月 日

(保護者) 様

埼玉県教育委員会

学校指定の変更通知書

標記について、下記のとおり通知します。

なお、新たに指定する学校において就学・転学に係る相談を受けてください。

記

幼児児童生徒	氏 名 ふりがな	
	生年月日	平成・令和 年 月 日
	現住所	
通学区域に定める学校名		県立 学園・学校
新たに指定する学校名		県立 学園・学校
保護者	氏 名	
	現住所	

(様式15)

令和 第 号
年 月 日

(宛先)

埼玉県教育委員会 様

学 校 名
校長氏名

児童生徒の転学について（報告）

このことについて、学校教育法施行令第6条の3の規定に基づき、転学資料を添えて下記のとおり報告します。

記

1 児童生徒氏名
ふ り が な

2 生 年 月 日 平成・令和 年 月 日

3 学 部 ・ 学 年 学部 第 学年

4 保 護 者 氏 名

5 現 住 所 〒
Tel ()

6 転 学 の 事 由

7 転学希望年月日 令和 年 月 日 (月 日まで本校に在籍)

(様式15-2)

第 号
令和 年 月 日

市町村教育委員会 様

埼玉県教育委員会

児童生徒の転学について（通知）

このことについて、学校教育法施行令第6条の3の規定に基づき、転学資料を添えて下記のとおり通知します。

記

1 児童生徒氏名
ふ り が な

2 生 年 月 日 平成・令和 年 月 日

3 学 部 ・ 学 年 学部 第 学年

4 保 護 者 氏 名

5 在 籍 学 校 名 埼玉県立 学園・学校

6 転 学 の 事 由

7 転 学 予 定 日 令和 年 月 日

※ 本通知受領後、速やかに学齢簿の原本を加除訂正願います。

(様式16)

県内の特別支援学校間の転学相談対象者一覧

学 校 名	
-------	--

作成年月日 令和 年 月 日

N o	氏名	学部・学年	形態	市町村名	転学を希望する学校名	転学の理由	備考
1							
2							
3							
4							
5							

※ 学部・学年は、令和9年4月1日現在で記入する。

(様式17)

県立特別支援学校から市町村立小中学校等への転学予定者一覧

学 校 名	
-------	--

作成年月日 令和 年 月 日

N o	氏 名	学部・学年	転学予定市町村名	転学の理由等	保護者の意向	備考
1						
2						
3						

※ 学部・学年は、令和9年4月1日現在で記入する。

※ 備考欄には、障害の状態を示す根拠を記入する（障害者手帳等）。

(様式18)

県立特別支援学校内の教育形態変更予定者一覧

学 校 名	
-------	--

作成年月日 令和 年 月 日

N o	氏名	学部・学年	形態変更の内容	重複認定の有無	備 考
1					
2					
3					
4					
5					

※ 学部・学年は、令和9年4月1日現在で記入する。

(様式19)
(訪問教育様式1)

令和 第 年 月 日 号

(宛先)
埼玉県教育委員会教育長

県立 学校長

教育形態の変更について（協議）

このことについて、下記のとおり変更したいので、埼玉県訪問教育実施細則4の(1)の規定により協議します。

記

- ふりがな
- 1 児童・生徒氏名 (平成・令和 年 月 日生)
- 2 保護者氏名
- 〒 住 所
電話番号
- 3 現学年等 学部 年
- (担任の職・氏名 ・)
- 4 変更の内容
- ・ 通学による教育から訪問教育に変更
 - ・ 訪問教育から通学による教育に変更
- 5 変更予定期日 令和 年 月 日
- 6 変更の理由 (参考資料別添)

令和 第 年 月 日 号

(宛先)
埼玉県教育委員会教育長

県立 学校長

教育形態の変更届

下記のとおり、教育形態を変更したいのでお届けします。

記

- ふりがな
- 1 児童・生徒氏名 (平成・令和 年 月 日生)
- 2 変更の内容
- ・ 通学による教育から訪問教育に変更
 - ・ 訪問教育から通学による教育に変更
- 3 変更年月日 令和 年 月 日
- 4 学級担任の異動

	学級担任職・氏名	学 校 名
変更前		
変更後		

(様式19-3)

(訪問教育別紙3)

就 学 相 談 票

記入年月日 令和 年 月 日

ふ り が な 児 童 生 徒 氏 名 等	男 平成 年 月 日生 女 令和
在 籍 校	立 小学校・中学校 第 学年 電話
保 護 者 氏 名	
住 所	〒 ー 電話
* 疾 病 等 の 状 況	
* 入 院 見 込 期 間	令和 年 月 日から 週間程度
* 学 習 を 進 め る 上 での配慮事項等	
転 学 希 望 日	令和 年 月 日

* 欄は、病院が記入する。

(様式19-4)
(訪問教育別紙4)

転学相談票

記入年月日 令和 年 月 日

ふりがな 児童生徒氏名等	男 平成 年 月 日生 女 令和
在籍校	埼玉県立 特別支援学校 小学部・中学部 第 学年
転学する学校	立 小学校・中学校 第 学年 電話
保護者氏名	
住所	〒 ー 電話
* 疾病等の状況	
* 退院予定日	令和 年 月 日
* 転学に当たり 意見や注意事項等	病院名 医師名 印
転学希望日	令和 年 月 日

* 欄は、病院が記入する。

就学・転学に係る相談資料					新年度用		学校名入力欄										作成日							
No.	就学 転学	学校 名	学部	学年	氏名	ふりがな	性別	生年月日	保護者名	市町村	〒	現住所	障害 種	療育手帳			身体手帳			特記事項	通学 訪問	在籍学校名等	備考	
														有 無	級 別	交付年月 日	有 無	種 別	級 別					交付年月 日
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								
17																								
18																								
19																								
20																								

※ 記入例は、削除してください。
※ 数字については、すべて半角で入力してください。
※ 生年月日については、和暦を用い、元号を除いた数字で記入してください。
※ 学部及び学年欄は令和9年4月1日現在で半角で記入してください。
※ 市町村欄は、就学・転学する際に学齢簿が作成される市町村を入力してください。
※ 行が足りない場合には適宜行を追加してください。その場合、No.(B列)は連続する番号で入力し、学校名(D列)は学校名入力欄(R列1行)の値を反映させてください。
※ 障害者手帳未所持の場合は備考欄に客観的なアセスメント結果、もしくは障害の状況などの入学の理由を必ず記入してください。
※ 特記事項が特にない場合は必ず- (半角ハイフン) を記入してください。

VI 埼玉県立特別支援学校の通学区域

【令和8年9月1日現在】

- ※ 通学区域については、通学・訪問による教育形態とも以下に示すとおりとする。
- ※ 中学校区については、学校選択制等による就学の有無にかかわらず、各市町村が定める指定校の通学区域によるものとする。

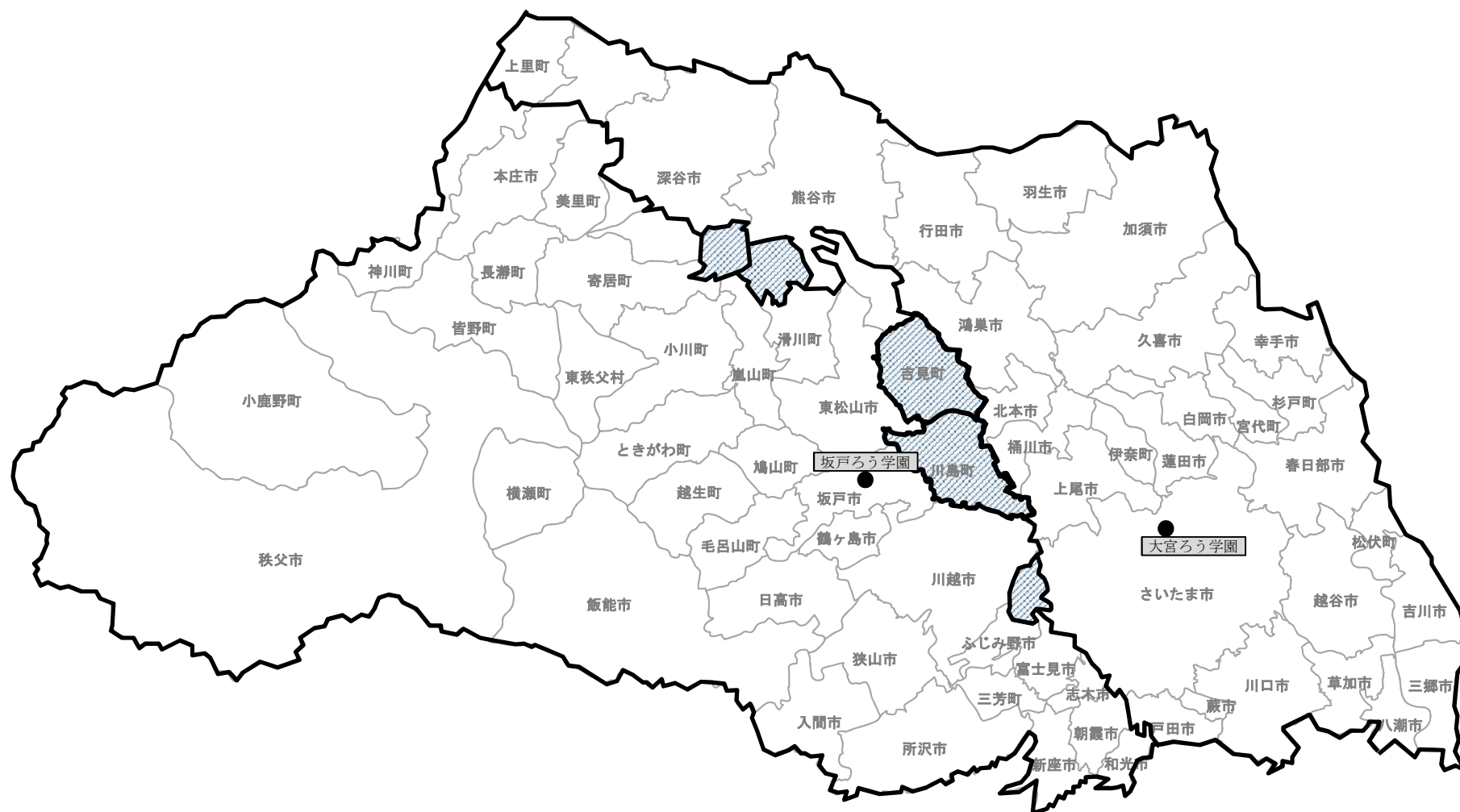
〔視覚障害〕

1 埼玉県立特別支援学校塙保己一学園 （40市・22町・1村）
埼玉県全域

〔聴覚障害〕

1 埼玉県立特別支援学校大宮ろう学園 （24市・5町）
さいたま市、熊谷市(旧大里町の地域を除く)、本庄市(旧児玉町の一部を除く)、川口市、蕨市、行田市、加須市、深谷市(旧花園町の一部を除く)、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、戸田市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町
2 埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園 （19市・15町・1村）
坂戸市、川越市、富士見市、ふじみ野市、飯能市、狭山市、本庄市のうち旧児玉町の一部、深谷市のうち旧花園町の一部、熊谷市のうち旧大里町の一部、東松山市、入間市、朝霞市、鶴ヶ島市、志木市、和光市、新座市、秩父市、所沢市、日高市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、鳩山町、長瀨町、横瀬町、小鹿野町、皆野町、美里町、神川町、寄居町、ときがわ町、東秩父村
※ 両校共通の通学区域（3市の一部・2町）
川越市のうち市立砂中学校・市立南古谷中学校・市立東中学校の通学区域、深谷市のうち旧川本町の一部、熊谷市のうち旧江南町の一部、吉見町、川島町

特別支援学校 (聴覚障害)の通学区域



〔知的障害〕

＜小学部・中学部・高等部設置校＞

1	埼玉県立川越特別支援学校（1市1町）	川越市、川島町	
2	埼玉県立和光南特別支援学校（4市）	和光市、戸田市（高等部を除く）、朝霞市、新座市の中学校区の一部	※中学校区については別紙（西部地区）参照
3	埼玉県立行田特別支援学校（4市）	行田市、羽生市、熊谷市の中学校区の一部、鴻巣市の中学校区の一部	※中学校区については別紙（北部地区）参照
4	埼玉県立春日部特別支援学校（1市2町）	春日部市、宮代町、杉戸町	
5	埼玉県立秩父特別支援学校（1市4町）	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町	
6	埼玉県立三郷特別支援学校（3市）	三郷市、八潮市、吉川市	
7	埼玉県立本庄特別支援学校（2市3町）	本庄市、深谷市の中学校区の一部、美里町、神川町、上里町	※中学校区については別紙（北部地区）参照
8	埼玉県立上尾特別支援学校（2市）	上尾市の中学校区の一部、桶川市	※中学校区については別紙（南部地区）参照
9	埼玉県立東松山特別支援学校（2市5町1村）	東松山市、熊谷市の中学校区の一部、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村	※中学校区については別紙（北部地区）参照
10	埼玉県立浦和特別支援学校（1市）	さいたま市の中学校区の一部、知的障害児施設：久美学園	※中学校区については別紙（南部地区）参照
11	埼玉県立久喜特別支援学校（4市）	久喜市のうち旧久喜市・旧栗橋町・旧鷲宮町、幸手市、加須市のうち旧北川辺町・旧大利根町、白岡市	
12	埼玉県立大宮北特別支援学校（1市）	さいたま市の中学校区の一部	※中学校区については別紙（南部地区）参照
13	埼玉県立越谷西特別支援学校（1市1町）	越谷市の中学校区の一部、松伏町	※中学校区については別紙（東部地区）参照
14	埼玉県立騎西特別支援学校（4市）	加須市のうち旧加須市・旧騎西町、北本市、鴻巣市の中学校区の一部、久喜市のうち旧菖蒲町	※中学校区については別紙（北部地区）参照
15	埼玉県立毛呂山特別支援学校（2市3町）	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町	
16	埼玉県立上尾かしの木特別支援学校（2市1町）	上尾市の中学校区の一部、さいたま市の中学校区の一部、伊奈町	※中学校区については別紙（南部地区）参照

17	埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校（４市１町）
	新座市の中学校区の一部、志木市、富士見市、ふじみ野市、三芳町 ※中学校区については別紙(西部地区)参照
18	埼玉県立深谷はばたき特別支援学校（２市１町）
	熊谷市の中学校区の一部、深谷市の中学校区の一部、寄居町 ※中学校区については別紙(北部地区)参照
19	埼玉県立草加かがやき特別支援学校（２市）
	草加市、越谷市の中学校区の一部 ※中学校区については別紙(東部地区)参照
20	埼玉県立岩槻はるかぜ特別支援学校（２市）
	蓮田市、さいたま市岩槻区、さいたま市の中学校区の一部 ※中学校区については別紙(南部地区)参照

＜小学部・中学部設置校＞

21	埼玉県立所沢特別支援学校（１市）
	所沢市
22	埼玉県立狭山特別支援学校（４市）
	狭山市、飯能市、入間市、日高市
23	埼玉県立川口特別支援学校（２市）
	川口市、蕨市

＜高等部設置校＞

24	埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校・普通科（５市）
	所沢市、狭山市、飯能市、入間市、日高市
25	埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校（３市）
	川口市、戸田市、蕨市

＜高等部設置校（埼玉県全域）＞

26	埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学園
27	埼玉県立特別支援学校羽生ふじ高等学園
28	埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校・職業学科
29	埼玉県立川越特別支援学校川越たかしな分校
30	埼玉県立大宮北特別支援学校さいたま西分校
31	埼玉県立草加かがやき特別支援学校草加分校
32	埼玉県立越谷西特別支援学校松伏分校
33	埼玉県立春日部特別支援学校宮代分校
34	埼玉県立上尾特別支援学校上尾南分校
35	埼玉県立駒西特別支援学校北本分校
36	埼玉県立川口特別支援学校鳩ヶ谷分校
37	埼玉県立狭山特別支援学校狭山清陵分校
38	埼玉県立久喜特別支援学校白岡分校
39	埼玉県立三郷特別支援学校三郷北分校
40	埼玉県立上尾かしの木特別支援学校大宮商業分校
41	埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校新座柳瀬分校

別紙（西部地区）

学校名	市町村	中学校区
埼玉県立 和光南特別支援学校	新座市	新座中学校
		第三中学校
		第五中学校
		第六中学校

学校名	市町村	中学校区
埼玉県立 所沢おおぞら特別支援学校	新座市	第二中学校
		第四中学校

別紙（南部地区）

学校名	市町村	中学校区
埼玉県立 上尾特別支援学校	上尾市	南中学校
		大谷中学校
		上尾中学校（「大字平塚」を除く）
		東中学校（「大字平塚」を除く）
		上平中学校（「大字平塚」を除く）
		大石中学校
		大石南中学校
		西中学校
		太平中学校

学校名	市町村	中学校区
埼玉県立 浦和特別支援学校	さいたま市	岸中学校
		大谷場中学校
		大谷口中学校
		白幡中学校
		南浦和中学校
		原山中学校
		三室中学校
		東浦和中学校
		尾間木中学校
		美園中学校
		美園南中学校

学校名	市町村	中学校区
埼玉県立 大宮北特別支援学校	さいたま市	日進中学校
		指扇中学校
		土屋中学校
		馬宮中学校
		大宮西中学校
		植水中学校
		宮前中学校
		八王子中学校
		与野南中学校
		与野東中学校
		与野西中学校
		桜木中学校
		三橋中学校
		大成中学校
		常盤中学校
		内谷中学校
		土合中学校
		田島中学校
		上大久保中学校
		大久保中学校

学校名	市町村	中学校区
埼玉県立 上尾かしの木特別支援学校	さいたま市	宮原中学校
		七里中学校
		大谷中学校
		大宮八幡中学校
		片柳中学校
		大砂土中学校
		大宮東中学校
		大宮北中学校
		大宮南中学校
		第二東中学校
		泰平中学校
		植竹中学校
		土呂中学校
		大原中学校
		本太中学校
		木崎中学校
	上尾市	原市中学校
		瓦葺中学校
		上尾中学校（「大字平塚」）
		東中学校（「大字平塚」）
		上平中学校（「大字平塚」）

学校名	市町村	中学校区
埼玉県立 岩槻はるかぜ特別支援学校	さいたま市	春里中学校
		春野中学校

別紙（北部地区）

学校名	市町村	中学校区
埼玉県立 行田特別支援学校	熊谷市	妻沼東中学校
		中条中学校
		熊谷東中学校
		富士見中学校
	鴻巣市	吹上中学校
		吹上北中学校
		赤見台中学校
		川里中学校
		鴻巣西中学校
		鴻巣中学校区の国道１７号線より西側
		鴻巣北中学校区の国道１７号線より西側

学校名	市町村	中学校区
埼玉県立 本庄特別支援学校	深谷市	岡部中学校
		豊里中学校

学校名	市町村	中学校区
埼玉県立 東松山特別支援学校	熊谷市	吉岡中学校
		大里中学校

学校名	市町村	中学校区
埼玉県立 騎西特別支援学校	鴻巣市	鴻巣南中学校
		鴻巣中学校区の国道１７号線より東側
		鴻巣北中学校区の国道１７号線より東側

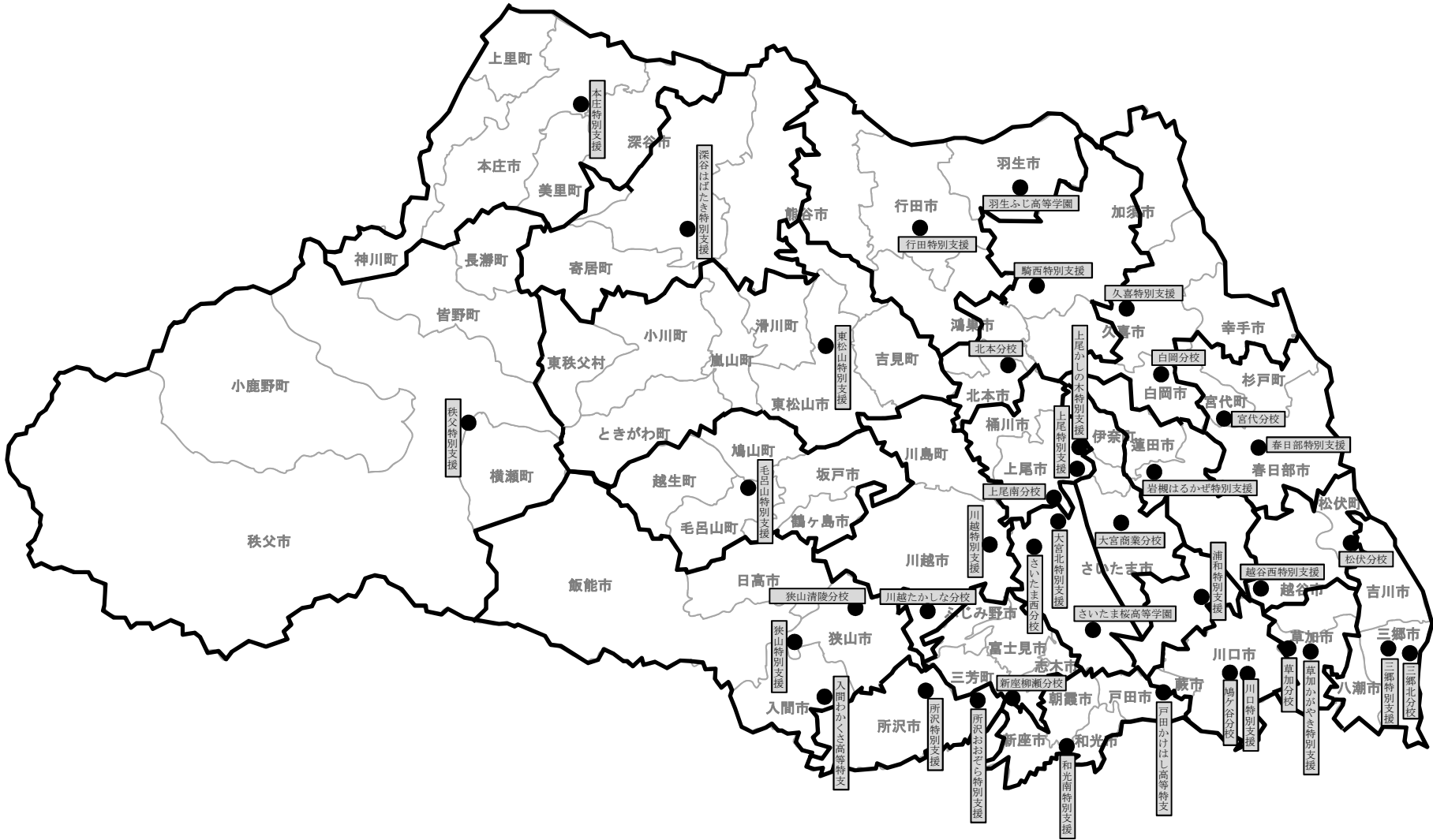
学校名	市町村	中学校区
埼玉県立 深谷はばたき特別支援学校	熊谷市	小島中学校
		妻沼西中学校
		別府中学校
		奈良中学校
		玉井中学校
		大幡中学校
		三尻中学校
		大麻生中学校
		大原中学校
		荒川中学校
		江南中学校
	深谷市	明戸中学校
		深谷中学校
		南中学校
		幡羅中学校
		上柴中学校
		藤沢中学校
		花園中学校
		川本中学校

別紙（東部地区）

学校名	市町村	中学校区
埼玉県立 越谷西特別支援学校	越谷市	武蔵野中学校区の J R 武蔵野線より北側の区域
		富士中学校区の J R 武蔵野線より北側の区域
		中央中学校
		東中学校
		栄進中学校
		新栄中学校
		北陽中学校
		平方中学校
		千間台中学校
		北中学校
		大袋中学校
		西中学校

学校名	市町村	中学校区
埼玉県立 草加かがやき特別支援学校	越谷市	武蔵野中学校区の J R 武蔵野線より南側の区域
		富士中学校区の J R 武蔵野線より南側の区域
		南中学校
		光陽中学校
		大相模中学校

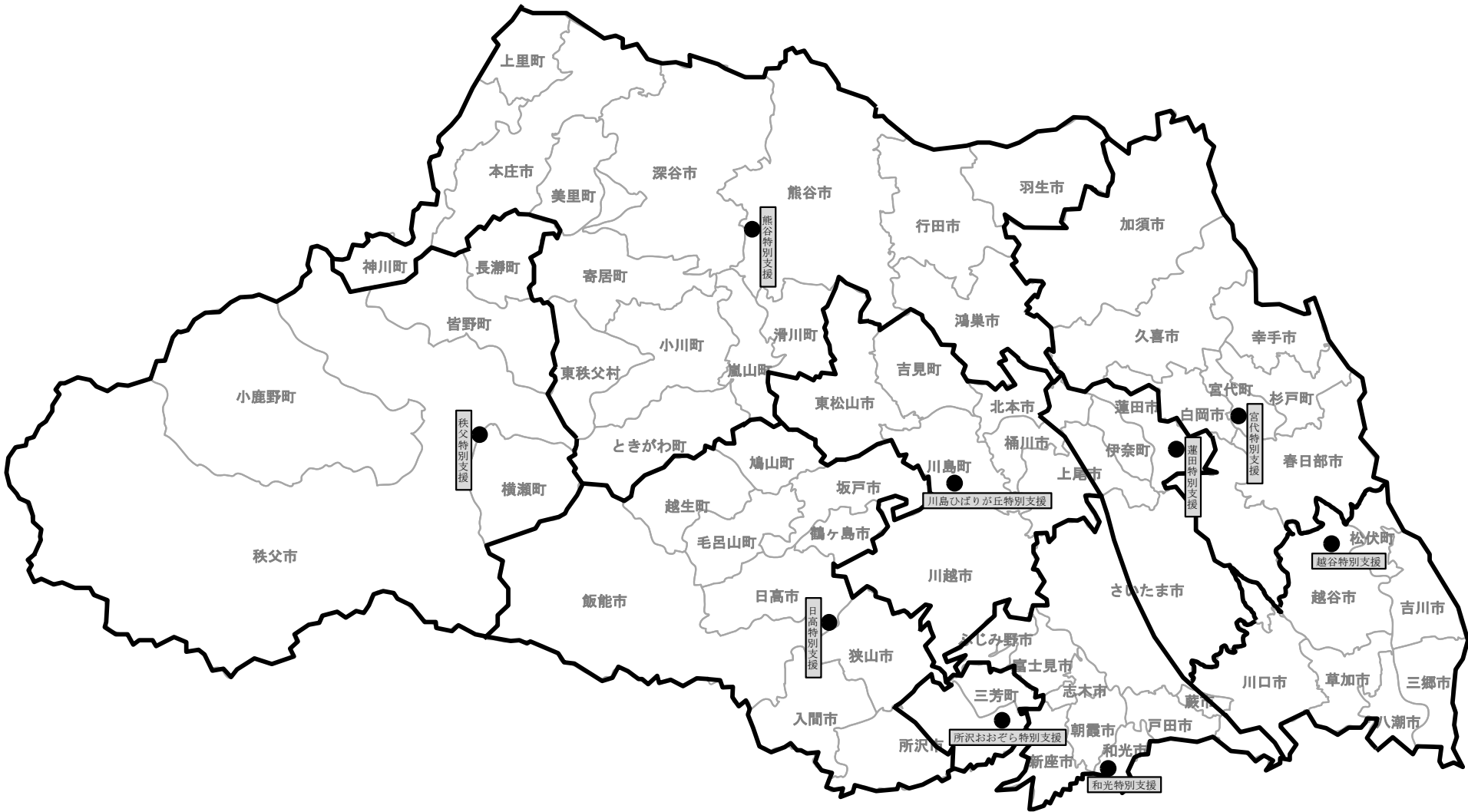
特別支援学校
(知的障害)の通学区域



〔肢体不自由〕

1 埼玉県立熊谷特別支援学校（6市8町1村）
熊谷市、行田市、本庄市、羽生市、鴻巣市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、美里町、神川町、上里町、寄居町、ときがわ町、東秩父村
2 埼玉県立越谷特別支援学校（8市1町）
さいたま市緑区のうち東北自動車道より東側、越谷市、八潮市、川口市のうち川口陸橋より北側の高崎線上並びに川口陸橋から県道68号線及び市役所前通り及び県道107号線北側、草加市、三郷市、吉川市、蕨市のうち高崎線より東側の地域、松伏町
3 埼玉県立和光特別支援学校（10市）
和光市、さいたま市のうち高崎線より西側の地域及び中央区、戸田市、朝霞市、川口市のうち高崎線より西側の地域、川口陸橋から県道68号線及び市役所通り及び県道107号線南側、蕨市のうち高崎線より西側の地域、志木市、新座市、富士見市、ふじみ野市
4 埼玉県立日高特別支援学校（7市3町）
飯能市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、鳩山町、所沢市の【所沢駅より下り方面の西武池袋線と、所沢駅より上り方面の西武新宿線を境界とした】西側
5 埼玉県立宮代特別支援学校（6市2町）
さいたま市岩槻区、春日部市、久喜市、幸手市、加須市、白岡市、宮代町、杉戸町
6 埼玉県立川島ひばりが丘特別支援学校（5市2町）
川越市、東松山市、上尾市のうち高崎線より西側の地域、桶川市、北本市、川島町、吉見町
7 埼玉県立秩父特別支援学校（1市4町）
秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町
8 埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校（1市1町）
三芳町、所沢市の【所沢駅より下り方面の西武池袋線と、所沢駅より上り方面の西武新宿線を境界とした】東側
9 埼玉県立蓮田特別支援学校（3市1町）
さいたま市緑区のうち東北自動車道より西側、さいたま市見沼区、さいたま市北区・大宮区・浦和区・南区のうち高崎線より東側の地域、蓮田市、上尾市のうち高崎線より東側の地域、伊奈町

特別支援学校
(肢体不自由)の通学区域



Ⅶ 埼玉県内にある特別支援学校及び相談機関等一覧

1 県立特別支援学校一覧 (令和8年9月1日現在)

	学 校 名	設 置 学 部	学 校 所 在 地	電話番号 F A X	メールアドレス
視覚 障害	県立特別支援学校 塙保己一学園	幼小 中高	〒350-1175 川越市笠幡 85-1	049-231-2121 049-239-1015	r312121@ pref.saitama.lg.jp
聴覚 障害	県立特別支援学校 大宮ろう学園	幼小 中高	〒331-0813 さいたま市北区植竹町 2-68	048-663-7525 048-660-1906	m637525@ pref.saitama.lg.jp
	県立特別支援学校 坂戸ろう学園	幼小 中高	〒350-0221 坂戸市鎌倉町 14-1	049-281-0174 049-283-9899	r810174@ pref.saitama.lg.jp
病 弱	県立蓮田 特別支援学校	小中 高	〒349-0101 蓮田市黒浜 4088-4	048-769-3191 048-765-1501	n693191@ pref.saitama.lg.jp
	県立けやき 特別支援学校	小中	〒330-0081 さいたま市中央区新都心 1 番地 2	048-601-5531 048-601-1588	n575501@ pref.saitama.lg.jp
	県立けやき特別支援学校 伊奈分校	小中	〒362-0806 北足立郡伊奈町小室 8 1 8 - 2	048-723-2201 048-722-0377	n232201@ pref.saitama.lg.jp
	県立東松山特別支援学校 嵐山学園分校	小中	〒355-0221 嵐山町菅谷字東原 264-1	0493-62-0855 0493-62-1453	s2426111@ pref.saitama.lg.jp
肢 体 不 自 由	県立熊谷 特別支援学校	小中 高	〒360-0837 熊谷市川原明戸 605	048-532-3689 048-530-1089	k323689@ pref.saitama.lg.jp
	県立越谷 特別支援学校	小中 高	〒343-0003 越谷市船渡 500	048-975-2111 048-973-1182	q752111@ pref.saitama.lg.jp
	県立和光 特別支援学校	小中 高	〒351-0106 和光市広沢 4-3	048-465-9770 048-460-1017	j659770@ pref.saitama.lg.jp
	県立日高 特別支援学校	小中 高	〒350-1223 日高市高富 59-1	042-985-4391 042-985-4407	f854391@ pref.saitama.lg.jp
	県立宮代 特別支援学校	小中 高	〒345-0816 宮代町金原 636-1	0480-35-2432 0480-36-1017	g352432@ pref.saitama.lg.jp
	県立川島ひばりが丘 特別支援学校	小中 高	〒350-0158 川島町伊草南向野 780	049-297-7753 049-299-2915	r977753@ pref.saitama.lg.jp
	県立秩父 特別支援学校	小中 高	〒368-0023 秩父市大宮 5676-1	0494-24-1361 0494-21-1044	t241361@ pref.saitama.lg.jp
	県立所沢おおぞら 特別支援学校	小中 高	〒359-0011 所沢市南永井 619-7	04-2951-1102 04-2951-1105	f511102@ pref.saitama.lg.jp
	県立蓮田 特別支援学校	小中 高	〒349-0101 蓮田市黒浜 4088-4	048-769-3191 048-765-1501	n693191@ pref.saitama.lg.jp
知 的 障 害	県立川越 特別支援学校	小中 高	〒350-0001 川越市古谷上 2690-1	049-235-0616 049-230-1006	r350616@ pref.saitama.lg.jp
	県立川越特別支援学校 川越たかしな分校	高	〒350-1137 川越市砂新田 2564	049-238-8051 049-238-8052	r388051@ pref.saitama.lg.jp
	県立川口 特別支援学校	小中	〒334-0073 川口市赤井 1234	048-283-4111 048-280-1027	h834111@ pref.saitama.lg.jp
	県立川口特別支援学校 鳩ヶ谷分校	高	〒334-0005 川口市里 225-1	048-452-4140 048-452-8650	h524140@ pref.saitama.lg.jp
	県立和光南 特別支援学校	小中 高	〒351-0106 和光市広沢 4-5	048-465-9780 048-460-1016	j659780@ pref.saitama.lg.jp
	県立行田 特別支援学校	小中 高	〒361-0023 行田市長野 4235	048-554-3302 048-550-1055	k543302@ pref.saitama.lg.jp
	県立春日部 特別支援学校	小中 高	〒344-0006 春日部市八丁目 776-1	048-761-1991 048-760-1205	n611991@ pref.saitama.lg.jp

知的障害	県立春日部特別支援学校 宮代分校	高	〒345-0814 宮代町東 611	0480-47-0033 048-760-0035	g470033@ pref.saitama.lg.jp
	県立秩父 特別支援学校	小中 高	〒368-0023 秩父市大宮 5676-1	0494-24-1361 0494-21-1044	t241361@ pref.saitama.lg.jp
	県立所沢 特別支援学校	小中	〒359-0003 所沢市中富南 1-1802-7	04-2994-8733 04-2991-1005	f948733@ pref.saitama.lg.jp
	県立三郷 特別支援学校	小中 高	〒341-0008 三郷市駒形 56	048-952-1205 048-949-1027	q521205@ pref.saitama.lg.jp
	県立三郷特別支援学校 三郷北分校	高	〒341-0022 三郷市大広戸 808	048-948-7404 048-948-8618	q487404@ pref.saitama.lg.jp
	県立本庄 特別支援学校	小中 高	〒367-0032 本庄市栗崎 828	0495-24-3747 0495-25-1028	u243747@ pref.saitama.lg.jp
	県立上尾 特別支援学校	小中 高	〒362-0031 上尾市東町 3-2009-3	048-774-9331 048-770-1050	n749331@ pref.saitama.lg.jp
	県立上尾特別支援学校 上尾南分校	高	〒362-0052 上尾市中新井 585	048-729-8828 048-729-8912	n298828@ pref.saitama.lg.jp
	県立東松山 特別支援学校	小中 高	〒355-0007 東松山市野田 1306-1	0493-24-2611 0493-21-1249	s242611@ pref.saitama.lg.jp
	県立狭山 特別支援学校	小中	〒350-1327 狭山市笹井 2958	04-2953-1612 04-2969-1033	f531612@ pref.saitama.lg.jp
	県立狭山特別支援学校 狭山清陵分校	高	〒350-1333 狭山市上奥富 34-3	04-2968-4663 04-2968-6614	f684663@ pref.saitama.lg.jp
	県立浦和 特別支援学校	小中 高	〒336-0974 さいたま市緑区大崎 58	048-878-1221 048-812-1012	p781221@ pref.saitama.lg.jp
	県立久喜 特別支援学校	小中 高	〒346-0038 久喜市上清久 1100	0480-23-0081 0480-29-1026	g230081@ pref.saitama.lg.jp
	県立久喜特別支援学校 白岡分校	高	〒349-0213 白岡市高岩 275-1	0480-53-3121 0480-53-6648	g533121@ pref.saitama.lg.jp
	県立大宮北 特別支援学校	小中 高	〒331-0077 さいたま市西区中釘 2290-1	048-622-7111 048-620-1902	m227111@ pref.saitama.lg.jp
	県立大宮北特別支援学校 さいたま西分校	高	〒331-0061 さいたま市西区西遊馬 1601	048-620-5251 048-620-5270	m205251@ pref.saitama.lg.jp
	県立越谷西 特別支援学校	小中 高	〒343-0855 越谷市西新井 850-1	048-962-0272 048-960-1187	q620272@ pref.saitama.lg.jp
	県立越谷西特別支援学校 松伏分校	高	343-0114 松伏町ゆめみ野東 2-7-1	048-940-5763 048-940-6593	q405763@ pref.saitama.lg.jp
	県立騎西 特別支援学校	小中 高	〒347-0115 加須市上種足四番 888-1	0480-73-3510 0480-70-1005	g733510@ pref.saitama.lg.jp
	県立騎西特別支学校 北本分校	高	〒364-0003 北本市古市場 1-152	048-594-6679 048-594-8988	k946679@ pref.saitama.lg.jp
	県立毛呂山 特別支援学校	小中 高	〒350-0436 毛呂山町川角 1024-1	049-294-7200 049-295-7981	r947200@ pref.saitama.lg.jp
	県立特別支援学校 さいたま桜高等学園	高	〒338-0824 さいたま市桜区上大久保 519-7	048-858-8815 048-858-8832	p588815@ pref.saitama.lg.jp
	県立特別支援学校 羽生ふじ高等学園	高	〒348-0026 羽生市下羽生 320-1	048-560-2020 048-560-2021	k602020@ pref.saitama.lg.jp
	県立上尾かしの木 特別支援学校	小中 高	〒362-0011 上尾市平塚 1281-1	048-776-4601 048-776-5841	n764601@ pref.saitama.lg.jp
	県立上尾かしの木特別支援学校 大宮商業分校	高	〒337-0053 さいたま市見沼区大和田町 1-356	048-797-6704 048-797-8780	n976704@ pref.saitama.lg.jp

知的障害	県立所沢おおぞら特別支援学校	小中高	〒359-0011 所沢市南永井 619-7	04-2951-1102 04-2951-1105	f511102@ pref.saitama.lg.jp
	県立所沢おおぞら特別支援学校 新座柳瀬分校	高	〒352-0004 新座市大和田 4-12-1	048-423-2228 048-423-3939	f232228@ pref.saitama.lg.jp
	県立深谷はばたき特別支援学校	小中高	〒369-1105 深谷市本田 50 番地	048-578-1701 048-578-1703	k781701@ pref.saitama.lg.jp
	県立草加かがやき特別支援学校	小中高	〒340-0041 草加市松原 4-6-1	048-946-2131 048-946-5670	q462131@ pref.saitama.lg.jp
	県立草加かがやき特別支援学校 草加分校	高	〒340-8524 草加市原町 2-7-1	048-946-6607 048-946-6608	q466607@ pref.saitama.lg.jp
	県立入間わかくさ高等特別支援学校	高	〒358-0026 入間市小谷田 745-1	04-2941-5771 04-2964-7744	f415771@ pref.saitama.lg.jp
	県立戸田かけはし高等特別支援学校	高	〒335-0021 戸田市新曽 1093-1	048-299-7919 048-431-0555	j997919@ pref.saitama.lg.jp
	県立岩槻はるかぜ特別支援学校	小中高	〒339-0077 さいたま市岩槻区馬込 2426-1	048-795-6450 048-757-7002	n956450@ pref.saitama.lg.jp

2 県立以外の特別支援学校一覧

	学 校 名	設 置 学 部	学 校 所 在 地	電話番号 F A X	メールアドレス
不 肢 自 体 由	さいたま市立 ひまわり特別支援学校	小中高	〒331-0052 さいたま市西区三橋 6-1587	048-622-5631 048-622-5642	himawari-shien-gakko- 01@city.saitama.jp
	さいたま市立 さくら草特別支援学校	小中高	〒336-0911 さいたま市緑区三室 636-80	048-712-0395 048-874-7272	sakuraso-shien-gakko- 01@city.saitama.jp
知的障害	さいたま市立 ひまわり特別支援学校	高	〒331-0052 さいたま市西区三橋 6-1587	048-622-5631 048-622-5642	himawari-shien-gakko- 01@city.saitama.jp
	川越市立 特別支援学校	高	〒350-0052 川越市宮下町 1-19-1	049-222-2753 049-229-1231	tokubetsushien@ city.kawagoe.lg.jp
	富士見市立富士見 特別支援学校	小中高	〒354-0002 富士見市上南畑 1317	049-253-2820 049-255-9420	fyougos@ circus.ocn.ne.jp
	(国立)埼玉大学教育学 部附属特別支援学校	小中高	〒331-0823 さいたま市北区日進町 2-480	048-663-6803 048-666-3670	fuyou@gr. saitama-u.ac.jp
	(私立) 光の村秩父自然学園	中高	〒369-1901 秩父市大滝 4783	0494-26-5617 0494-53-1003	

3 相談機関等一覧

相談窓口の名称	所 在 地	電話番号	F A X
県立総合教育センター	〒361-0021 行田市富士見町 2-24	048-556-6164	048-556-3396
埼玉県中央児童相談所	〒362-0013 上尾市上尾村 1242-1	048-775-4152	048-770-1055
埼玉県南児童相談所	〒333-0848 川口市芝下 1-1-56	048-262-4152	048-261-4158
埼玉県熊谷児童相談所	〒360-0014 熊谷市箱田 5-12-1	048-521-4152	048-520-1036
埼玉県川越児童相談所	〒350-0838 川越市宮元町 33-1	049-223-4152	049-224-5056

埼玉県越谷児童相談所	〒343-0033 越谷市恩間 402-1	048-975-4152	048-977-3200
埼玉県草加児童相談所	〒340-0035 草加市西町 425-2	048-920-4152	048-922-3600
埼玉県所沢児童相談所	〒359-0042 所沢市並木 1-9-2	04-2992-4152	04-2994-1420
埼玉県立精神医療センター	〒362-0806 伊奈町小室 818-2	048-723-1111	048-723-1550
埼玉県立小児医療センター	〒330-0081 さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200	048-601-2201
国立障害者リハビリテーションセンター	〒359-8555 所沢市並木 4-1	04-2995-3100	04-2995-3102
埼玉県総合リハビリテーションセンター	〒362-8567 上尾市西貝塚 148-1	048-781-2222	048-781-1552

埼 玉 県 就 学 事 務 手 続 実 施 要 項

昭和 5 3 年 9 月 1 日 初 版

令和 8 年 9 月 1 日 版

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3 - 1 5 - 1

電話 048-830-6880 課 直 通

048-830-6885 総 務 ・ 振 興 助 成 直 通

048-830-6886 特別支援学校教育指導担当直通

048-830-6883 インクルーシブ教育システム推進担当直通

048-830-6889 教育環境整備推進担当直通

048-830-6891 特別支援学校就労支援担当直通

FAX 048-830-4960 課 直 通

メールアドレス a6880@pref.saitama.lg.jp